

第九十一回国会 文教委員会 議 録 第五号

昭和五十五年三月七日(金曜日)
午前十時三十分開議

出席委員

委員長 谷川 和穂君

理事 石橋 一弥君

理事 深谷 隆司君

理事 木島喜兵衛君

理事 池田 克也君

理事 和田 耕作君

理事 浦野 休興君

理事 坂田 道太君

理事 野中 英二君

理事 宮下 創平君

理事 長谷川正三君

理事 湯山 勇君

理事 鍛冶 清君

理事 栗田 翠君

理事 西岡 武夫君

出席國務大臣

文部大臣 谷垣 專一君

出席府政委員

文部省初等中等教育局長 諸澤 正道君

文部省大學局長 佐野文一郎君

文部省管理局長 三角 哲生君

委員外の出席者

参考人 (日本私学振興財団常務理事) 早田 肇君

文教委員会調査室長 中嶋 米夫君

委員の異動

二月二十八日

辞任

浦野 休興君

補欠選任

根本龍太郎君

同日 狩野 明男君

同日 根本龍太郎君

同日 福家 俊一君

同日 三月四日

同日 辞任

同日 浦野 休興君

同日 狩野 明男君

同日 船田 元君

同日 村山 喜一君

同日 高橋 繁君

同日 栗田 翠君

同日 同日

同日 辞任

同日 金丸 信君

同日 根本龍太郎君

同日 松澤 雄藏君

同日 稲葉 誠一君

同日 坂井 弘一君

同日 安藤 巖君

同日 同日

同日 同月五日

同日 辞任

同日 船田 元君

同日 中西 續介君

同日 村山 喜一君

同日 湯山 勇君

同日 有島 重武君

同日 鍛冶 清君

同日 高橋 繁君

同日 栗田 翠君

同日 同日

同日 辞任

同日 浜田 幸一君

同日 大原 亨君

同日 川崎 寛治君

同日 福家 俊一君

同日 補欠選任

同日 浦野 休興君

同日 狩野 明男君

同日 補欠選任

同日 根本龍太郎君

同日 金丸 信君

同日 松澤 雄藏君

同日 稲葉 誠一君

同日 坂井 弘一君

同日 安藤 巖君

同日 補欠選任

同日 狩野 明男君

同日 浦野 休興君

同日 船田 元君

同日 村山 喜一君

同日 高橋 繁君

同日 栗田 翠君

同日 補欠選任

同日 浜田 幸一君

同日 川崎 寛治君

同日 横路 孝弘君

同日 大原 亨君

同日 草川 昭三君

同日 坂井 弘一君

同日 岡本 富夫君

同日 中川利三郎君

同日 補欠選任

同日 船田 元君

同日 湯山 勇君

同日 中西 續介君

同日 横路 孝弘君

同日 岡本 富夫君

同日 草川 昭三君

同日 坂井 弘一君

同日 中川利三郎君

同日 同日

同日 村山 喜一君

同日 湯山 勇君

同日 藤田 スミ君

同日 同日

同日 辞任

同日 稲葉 誠一君

同日 安井 吉典君

同日 安藤 巖君

同日 同日

同日 同月七日

同日 長谷川正三君

同日 同日

同日 辞任

同日 大原 亨君

同日 補欠選任

同日 長谷川正三君

同日 同日

同日 同月二十五日

同日 義務教育諸学校教職員定数の改善に関する請願

同日 (井出一太郎君紹介)(第一〇二八号)

同日 同(小川平二君紹介)(第一〇二九号)

同日 同(小沢貞孝君紹介)(第一〇三〇号)

同日 同(唐沢俊二郎君紹介)(第一〇三一号)

同日 同(倉石忠雄君紹介)(第一〇三二号)

同日 同(小坂善太郎君紹介)(第一〇三三号)

同日 同(清水勇君紹介)(第一〇三四号)

同日 同(下平正一君紹介)(第一〇三五号)

同日 同(中島衛君紹介)(第一〇三六号)

同日 同(中村茂君紹介)(第一〇三七号)

同日 同(羽田孜君紹介)(第一〇三八号)

同日 村山 喜一君

同日 高橋 繁君

同日 有島 重武君

同日 鍛冶 清君

同日 栗田 翠君

同日 補欠選任

同日 安井 吉典君

同日 稲葉 誠一君

同日 安藤 巖君

同日 補欠選任

同日 湯山 勇君

同日 村山 喜一君

同日 藤田 スミ君

同日 補欠選任

同日 大原 亨君

同日 同日

同日 同月七日

同日 長谷川正三君

同日 同日

同日 辞任

同日 大原 亨君

同日 補欠選任

同日 長谷川正三君

同日 同日

同日 二月二十五日

同日 義務教育諸学校教職員定数の改善に関する請願

同日 (井出一太郎君紹介)(第一〇二八号)

同日 同(小川平二君紹介)(第一〇二九号)

同日 同(小沢貞孝君紹介)(第一〇三〇号)

同日 同(唐沢俊二郎君紹介)(第一〇三一号)

同日 同(倉石忠雄君紹介)(第一〇三二号)

同日 同(小坂善太郎君紹介)(第一〇三三号)

同日 同(清水勇君紹介)(第一〇三四号)

同日 同(下平正一君紹介)(第一〇三五号)

同日 同(中島衛君紹介)(第一〇三六号)

同日 同(中村茂君紹介)(第一〇三七号)

同日 同(羽田孜君紹介)(第一〇三八号)

同日 同(宮下創平君紹介)(第一〇三九号)

同日 信州大学工学部建設工学科の設置に関する請願

同日 (井出一太郎君紹介)(第一〇四〇号)

同日 同(小川平二君紹介)(第一〇四一号)

同日 同(小沢貞孝君紹介)(第一〇四二号)

同日 同(唐沢俊二郎君紹介)(第一〇四三号)

同日 同(倉石忠雄君紹介)(第一〇四四号)

同日 同(小坂善太郎君紹介)(第一〇四五号)

同日 同(清水勇君紹介)(第一〇四六号)

同日 同(下平正一君紹介)(第一〇四七号)

同日 同(中島衛君紹介)(第一〇四八号)

同日 同(中村茂君紹介)(第一〇四九号)

同日 同(羽田孜君紹介)(第一〇五〇号)

同日 同(宮下創平君紹介)(第一〇五一号)

同日 高等学校の新増設に対する国庫補助制度に関する請願(井出一太郎君紹介)(第一〇五二号)

同日 同(小川平二君紹介)(第一〇五三号)

同日 同(小沢貞孝君紹介)(第一〇五四号)

同日 同(唐沢俊二郎君紹介)(第一〇五五号)

同日 同(倉石忠雄君紹介)(第一〇五六号)

同日 同(小坂善太郎君紹介)(第一〇五七号)

同日 同(清水勇君紹介)(第一〇五八号)

同日 同(下平正一君紹介)(第一〇五九号)

同日 同(中島衛君紹介)(第一〇六〇号)

同日 同(中村茂君紹介)(第一〇六一号)

同日 同(羽田孜君紹介)(第一〇六二号)

同日 同(宮下創平君紹介)(第一〇六三号)

同日 大学格差の是正及び整備充実等に関する請願

同日 (池田克也君紹介)(第一〇六四号)

同日 私立助成に関する請願外三件(草野威君紹介)(第一〇六五号)

同日 同外二件(斎藤実君紹介)(第一〇六六号)

同日 学校図書館法の一部改正に関する請願(玉置一弥君紹介)(第一〇六七号)

同日 高校増設に対する国庫補助改善等に関する請願

同日

同日

同日

同日

同日

(渡辺貢君紹介)(第二二九四号)
同月二十六日
義務教育諸学校教職員定数の改善に関する請願
(林百郎君紹介)(第二二二六号)
信州大学工学部建設工学科の設置に関する請願
(林百郎君紹介)(第二二二七号)
高等学校の新増設に対する国庫補助制度に関する請願
(林百郎君紹介)(第二二二八号)
高校増設に対する国庫補助改善等に関する請願
(渡辺貢君紹介)(第二二二九号)
学校図書館法の一部改正に関する請願(柴田睦夫君紹介)(第一四〇六号)
同(中川利三郎君紹介)(第一四〇七号)
同(中林佳子君紹介)(第一四〇八号)
同(四ツ谷光子君紹介)(第一四〇九号)
私学助成に関する請願(大原亨君紹介)(第一四一〇号)

同(池田行彦君紹介)(第一四七九号)
同外三件(草野威君紹介)(第一四八〇号)
大学格差の是正及び整備充実等に関する請願
(工藤晃君紹介)(第一四二一号)
同(松本善明君紹介)(第一四二二号)
同(鍛冶清君紹介)(第一四八一号)
三月一日
重要文化財蘇村びょうぶ修復に関する請願(赤城宗徳君紹介)(第一四九三号)
大学格差の是正及び整備充実等に関する請願
(有島重武君紹介)(第一五三七号)
同(大出俊君紹介)(第一六一八号)
同(岡本富夫君紹介)(第一六一九号)
同(長谷川正三君紹介)(第一六二〇号)
同(山原健二郎君紹介)(第一六二二号)
国立大学病院における精神障害児の治療教育、研究施設等整備拡充に関する請願(池田克也君紹介)(第一五三八号)
私学助成に関する請願外二件(草野威君紹介)(第一五三九号)
同外十二件(伊藤茂君紹介)(第一六〇〇号)
同(大原亨君紹介)(第一六〇一号)

同外一件(石井一君紹介)(第一六〇二号)
同(上村千一郎君紹介)(第一六〇三号)
同外九件(菊池福治郎君紹介)(第一六〇四号)
同外二十六件(久野忠治君紹介)(第一六〇五号)
同外三件(倉石忠雄君紹介)(第一六〇六号)
同(竹内繁一君紹介)(第一六〇七号)
同(清水勇君紹介)(第一六〇八号)
同外二件(関晴正君紹介)(第一六〇九号)
同(染谷誠君紹介)(第一六一〇号)
同(不破哲三君紹介)(第一六一一号)
同外五件(羽田孜君紹介)(第一六一二号)
同外四件(長谷川正三君紹介)(第一六一三号)
同(森井忠良君紹介)(第一六一四号)
同外四件(渡部一郎君紹介)(第一六一五号)
高校増設に対する国庫補助改善等に関する請願
(渡辺貢君紹介)(第一五四〇号)
同外一件(沢田広君紹介)(第一六一六号)
同(渡辺貢君紹介)(第一六一七号)
私学の公費助成増額及び助成制度確立に関する請願外一件(河野正君紹介)(第一五九九号)
同月三日
私学の公費助成増額及び助成制度確立に関する請願(稲富稔人君紹介)(第一七一七号)
同外一件(橋崎弥之助君紹介)(第一七二二号)
同(稲富稔人君紹介)(第一七四六号)
同(鍛冶清君紹介)(第一七四七号)
同外一件(多賀谷真穂君紹介)(第一七四八号)
私学助成に関する請願外四件(井出一太郎君紹介)(第一七一三三号)
同外十件(内海英男君紹介)(第一七一四号)
同外二件(浦野休興君紹介)(第一七一五号)
同外五件(小坂善太郎君紹介)(第一七一六号)
同(塚本三郎君紹介)(第一七一七号)
同(長谷川峻君紹介)(第一七一八号)
同(三浦隆君紹介)(第一七一九号)
同(和田耕作君紹介)(第一七二〇号)
同(渡辺朗君紹介)(第一七二一号)
同(阿部助哉君紹介)(第一七四九号)
同(青山丘君紹介)(第一七五〇号)

同外一件(井岡大治君紹介)(第一七五一号)
同外七件(伊藤茂君紹介)(第一七五二号)
同(池田克也君紹介)(第一七五三三号)
同外五十四件(小川国彦君紹介)(第一七五四号)
同外一件(小川省吾君紹介)(第一七五五号)
同外二件(勝間田清一君紹介)(第一七五六号)
同外四件(河野正君紹介)(第一七五七号)
同(小林進君紹介)(第一七五八号)
同外五件(齊藤正男君紹介)(第一七五九号)
同(田畑政一郎君紹介)(第一七六〇号)
同(新村勝雄君紹介)(第一七六一号)
同(関晴正君紹介)(第一七六二号)
同(橋本次郎君紹介)(第一七六三三号)
同外二十六件(日野市朗君紹介)(第一七六四号)
同(山口鶴男君紹介)(第一七六五号)
同外二十件(横山利秋君紹介)(第一七六六号)
同外七件(伊藤茂君紹介)(第一七八三九号)
同外一件(柴田健治君紹介)(第一八四〇号)
同(島田琢郎君紹介)(第一八四一号)
同(関晴正君紹介)(第一八四二二号)
同外一件(藤田高敏君紹介)(第一八四三三号)
同(松本十郎君紹介)(第一八四四号)
同(三浦隆君紹介)(第一八四五号)
私学の学費値上げ抑制等に関する請願(高島修君紹介)(第一七二二二号)
同外二十一件(小林進君紹介)(第一七六七号)
同外一件(米田東吾君紹介)(第一七六八号)
大学格差の是正及び整備充実等に関する請願
(安井吉典君紹介)(第一七六九号)

本日の会議に付した案件
参考人出頭要求に関する件
国立学校設置法の一部を改正する等の法律案
(内閣提出第二〇号)
文教行政の基本施策に関する件

○谷川委員長 これより会議を開きます。
文教行政の基本施策に関する件について調査を進めます。
質疑の申し出がありますので、順次これを許します。池田克也君。
○池田(克)委員 冒頭、きのう三月六日に報せられました早稲田大学商学部の入試問題の漏洩事件と申しましようか、そうした状況につきまして、二、三お尋ねをしたいと思います。
この問題は、二月二十四日の試験の直後に、大学本部に学生から問題の用紙が持ち込まれた、こう伝えられているわけですが、文部省は、この事実をいつごろ承知しておられたのか。また、昨日の報道によれば、大学当局と接触をして事態をつかんでいらっしゃる、こういうふうに報ぜられているわけですが、現在までわかった経過あるいは対応した措置等について報告をしていただきたいと思ひます。
○谷垣国務大臣 いずれ詳しくは担当局長の方から答えさせていただきますが、最初に私の方から申し上げておきたいと思ひます。
昨日、大学の教務部長が文部省の方に参られまして担当課長に会われまして、報告を聞きまして。それによりますと、先月二十四日の商学部の試験の当日、済んでからではなくて試験の当日、数名の学生が試験問題のコピーを持参して確認を求めに来了。これを見ましたところ、まさに同じ内容であったので、教務部長と商学部の教務主任等が中心となりましてその対策を講じてきた。その学生やあるいはその学生に解答の作成を依頼しました塾の教師などから事情を聞いて調査をいたしました結果、昨日の報告の段階では、商学部の入学試験のうちに、英語と国語及び社会のうちの日本史と世界史、それから地理Bの合計三教科五科目の問題が事前に外部に漏れたという事実を確認せざるを得なかった、こういうことでございまして、早稲田大学では、三月四日の商学部の教授会で調査委員会を設けて、大学の本部と協力のもとに徹底的な解明を図りたい、こういうことでござ

ざいます。

文部省といたしましては、今後大学におきま調査の進展に応じて報告があるものと考えておりますが、当面、大学がみずから事実の解明をして適切な措置をとることを期待しまして、これを見守ってまいりたい、こういうふうに考えておるところでございます。

○池田(克)委員 いま経過について大臣から御説明があったわけでございますが、経過の説明だけでなしに、文部行政の最高責任者というお立場で、この事件をどう考えていらっしゃるのか。

ちょうど折からの入試の真つ最中でもございすし、学生に与える心理的影響というのははかり知れないものがある。合格した人でも何か寂然とし、不正に比べて何人かの人が合格となつてゐるとするならば、ボーダーラインにいた人たちなどは、これはわかりませんけれども、大変不満が残ると思うのです。

私学の問題は、昨今国としても大変巨額な予算をつけてその助成振興を図つてゐるわけでございすし、過去にも慶応、中央等でこうした事件もあつた、またか、こういうふうな思わざるを得ないわけでして、今後こういう事態を食い止めるために、この事件に対するいまの時点での大臣の御所見をぜひこの際承りたいと思つてございす。

○谷垣国務大臣 事が入学試験の問題でございすので、大変に残念なことに存じております。再びこういうことのないように、また、今度の問題に對してどういふような措置をするかという問題も含めまして、これは非常に心理的な影響を単に受験生だけでなく与へてゐることもございすので、大変残念なことと存じて、そしてとにかく当面一体何が真相なんだということをまず急いでいく必要があるのではないか、こういうふう存じております。

○池田(克)委員 若干細かい話になりますので大学局長からお伺いしたいと思うのですが、入試問

題の保管という問題であります。一般論としてこれは当然印刷という作業があり、前もつてつくられた問題がどこかに保管されてゐるというところなるわけでございまして、これがたとへば盗まれるとか、あるいは何らかの方法で漏れるというところは、大変大きな社会的な問題となるわけでございまして、伝えられるところによりまして、大学の印刷所の保管あるいはその前後の経過等々と伝えられてゐるわけでありますが、私たちが常識的に見て、この印刷所に保管することが果たして適当だったのかどうか。国立大学における事例等もあるわけで、こうした問題の保管体制というものについてはどんなふうな指導されてきたのか、その点についてお尋ねをしたいと思ひます。

○佐野政府委員 試験問題の作成、印刷、保管、これらについては、もちろん文部省が申し上げるまでもなく、それぞれの大学において最も慎重な配慮を払われ、単に外部に委託をしてそれを済ますということではなくて、そういう場合においても、大学側の教職員が必ずそれに關与し慎重な配慮をしてゐるというのが一般でございす。

今回の場合でも、もちろん早稲田大学におけるそうした一応の体制に抜かりはなかつたといわれながらも考へておられますけれども、そういったことを通じてでもなおこのような事態がなぜ起こつたのか、そういった点について大学の十分なる調査を待ちたいと思つております。

これまで私の方は、特に各大学に対して入試問題の保管等についての具体的な指示等はいたしたことはございせん。それはそうした指示をするまでもなく、事の性質上大学側は十分な配慮をしてゐたものと考えております。

○池田(克)委員 いまの御答弁で保管等について指示をしたことがない、こうおっしゃつてゐるわけですが、今後そうした保管の問題等についてでも何らかの指示をするなりして国民の不安—受験生及びその父兄、大変多くの人たちが関心を持つてゐる事件でございす。そうした保管等についての何らかの措置を講ぜられるお考え

はないかどうか、お伺いしたいと思います。

○佐野政府委員 共通一次試験の実施とも関連をいたしまして、国立大学の場合には入試問題の保管について注意を兼ねて十分なる要請をしておるわけでございす。今回のこともございすので、今後各地で行います入試の説明会等の席等の機会をつかまえて各大学の一層慎重な対応をお願いしてまいりたいと思ひます。

○池田(克)委員 もう一点。この問題の調査の進展の中で、とても大学だけでは片づかない、一部伝えられるところによりますと警察の手をかりなければならぬ、こんなようなことも伝えられてゐるわけでありますが、大学当局はどのように考へてゐるかと文部省は承知されてゐるのか、また、大臣からお話がありましたように、事態を究明して真相をつかんでいくことが何よりも先決であると思ひますが、そうした過程において警察等にどうかは私自分の評価はいまは持ちませんけれども、警察等の手をかりるかどうかの問題についてお伺いしたいと思います。

○佐野政府委員 これは大学当局の御判断によるわけでございす。きのうの時点で大学当局は、司直の手をかりても事柄は徹底的に明らかにしたいというふうにお考えになつております。

○池田(克)委員 早稲田の問題と離れますが、山梨の医科大学とか他の国立大学等でも入試に関するミスがあつた、こういうふうな報道されてゐるわけでございす。現在文部省が承知をされてゐる大学のそうした入試に関するトラブルは大小ございまして、印刷のミスとか問題の本質的な間違ひとかあるわけですが、総じて幾つかの大学でそうした事例がことしの春の入試であつたのか、わかつてゐる範囲でお答えいただきたいと思います。

○佐野政府委員 現在各大学での二次試験の結果についての報告を取りまとめ中でございすので、最終的な今回の第二次試験における入試問題のミス等についての集計は終わっておりません。

新聞に報道されておりますように、幾つかの大学でミスがございまして。その多くはいわば印刷のミスのようなものが多くて、大体試験の途中での訂正が行われてゐる例が多いわけでございす。中には、問題自身に御指摘の山梨医科大学の場合のように、問題自身に不適切なものがあつてそれを採点から除外せざるを得ないというふうなものがあつたわけでございす。これも毎年大学側の慎重な配慮を要請してゐるところでございす。また、大学側もそうした試験問題の作成あるいは点検について体制についてはいろいろと学内で検討されてゐるわけでございす。いづれにしても、こうしたミスがなお起つていくことはまことに申しわけないこととございす。さらに大学側に対して厳正な対応を求めてまいりたいと思ひます。

○池田(克)委員 新聞に報ぜられてゐるところだけで結構なんですが、国立大学関係でどこどことどこがあつたのか、お聞かせいただきたいと思います。

○佐野政府委員 ただいまここに資料がございせん。事が事でございすので、不正確な発言をすつとまことに申しわけないことになりすので、お許しをいただきたいと思います。

○池田(克)委員 私この問題を考へてみますのに、入試が乱れてゐる、あえて私はそう申し上げたいと思つてゐる。これはいろいろな事情があると思つてゐる。これは、本場に現在の社会状況の中では入試は青年の——青年と言ふよりはむしろ少年も含めた本場に真剣な研さんあるいは準備、そうしたものの一番大きな山となつてゐるわけでございまして、その段階で青年に対する不信感とかあるいは挫折感とか、そうした気持ちを持たせること自体大問題であると思つてゐる。ぜひこの際そうした問題を根絶するべく、さまざまの施策を重ねて社会の期待にこたへるような、そうした対応を敏速にしたいと思つてゐる。特に早稲田の入試に關しては、こうした不正の資料を手にして、それによつて有

就職がより有利じゃないか、この三十数%に伸びていった高校卒業後何らかの教育機関に身を置くという青年の心理の中で、かなりの部分そうした職業との関係性というものを私は感ずるわけなのです。これを考えていくときに、今後の大学の設置やあるいはその教科の内容、そうしたものと専修学校へ進学を志し、それを満足と見ているかそうじゃないと見ているかわかりませんが、この相関関係というのは何らかのデータを持って追いかけて、そしてそれを私どもも含めまして明らかにして議論をしていくことは、一人の青年が生産という道筋をたどるかというのを考える場合にも役に立つのじゃないか、私はこう思っているわけなのですが、そういう調査を相関して考えてみるということはどうなるのでしょうか。

○佐野政府委員 いわゆる後期の高等教育の整備計画を立てるに当たって、大学設置審議会の関係分科会がむしろ問題として意識をし、それをつかまえたという苦慮をしたのがいま先生の御指摘の点でございます。明らかに高等学校新卒者の大学、短大への進学志願の状況は、五十一年から逐年若干ではございますが低下をしております。それに対して専修学校への子供の進学志願率は上昇しております。その間にどれだけの相関があるのかということとは、先生御指摘のように必ずしもわかには申せません。しかし、最近の高等教育への進学志願率の停滞傾向が、経済的な要因であるとか、あるいは高等学校卒と大学卒との間の生涯所得の格差の縮小の問題であるとか、あるいは雇用機会の問題であるとか、いろいろなことが総合されてそういう状況になっていることはうかがわれるわけでございますけれども、正直なところ、関係の分科会での御審議でも、そのところはなおしばらく経過を見る必要があるということにとどまったわけでありまして。しかし後期の計画は、少なくともそういつた前期の傾向というものがあつたことを前提とした上で、前期の計画を引き続き維持をして、大学の規模についてはより抑制的な対応で臨もうとしているわけでございます。

だ、そういう方向で臨む場合に、やはりこれから高等教育への進学の動向の変化というものを常に見て、もし必要があれば計画の数値に補正を加える必要があるということも指摘をされておりますので、このことはやはり後期の計画的な整備を進めていく。今度は行政の側でそういうフォローアップをどうしてもしていかなければならない。いわば責任を負っていることでもございまして、具体的などのような形で、これからの進学の動向なりあるいはそれと専修学校へ生徒が志向する事柄との相関というものはあるのか、検討を要すると思ひますが、われわれはその点は十分問題意識として持っておりますし、何らかの対応をしてできるだけ明らかにしてまいりたいと思ひつてゐるわけでございます。

○池田(克)委員 認識はかなり共通していると、私いまのお話を伺ひまして思ひました。率直に申しまして、専修学校の振興策は少し遅きに失したのではないかと、いろいろに私は思ひます。大学の存在は非常に重要なものだと思いますが、果たしてどのくらい国民、どのくらい同い年齢階層の若い人たちが大学へ行くことがいいのか。これはアメリカの例もあり、またヨーロッパの例もあり、国によつてさまざまだと思います。これについて一つの線を引き出すことはむづかしいと思ひます。しかし、高等教育の整備計画等を見ましても、十八歳人口の推移というものをよく見て、それにならべく対応して学生を受け入れられるようなことをした配慮も見られるわけでございますので、大学がいかにかあるべきかということも、むしろその年代の青年が何を望んでいるかというものを的確につかんだ上の施策でないか、私は長い目で見てむだなと申しませうか、国民の側から見ますとむだな出費と申しませうか、そのものを負担して――私も先般指摘しましたけれども、大学を出てから職業訓練校にまた入り直しても、それがだめだということではないのですけれども、一部のみに聞いてみますと、大学は出たけれども結局自分としてどうしたらいいのかわからない迷ひと申

しましうか、職業的な意識というものはつきり育つてない。こういう点を考えてみますと、いま大学局長からお話があった点をもつと深めていただいて、何らかの結論と申しては何でございましょうか、こうした事象というものを参考にした施策を望みたいと思ひつておるわけでございます。このことは御答弁いただかないで先に進んでまいりたいと思ひます。

この専修学校の振興対策がいろいろと進められ、私も去年の七月に出されました「専修学校教育の振興のための当面の措置について」という調査研究協力者会議の報告を手にしたわけでございますが、いろいろとここに当面の措置がございしますが、これを全部積み上げていただくわけにできませんが、これについてかいつまんだ文部省としてのこれからの対応の考え方、優先順位と申しましうか、ことし奨学金の問題も始まつたわけですから、来年、再来年と逐年どのようにお考えになつていらっしゃるか、お聞かせいただきたいと思います。

○三角政府委員 足かけ三年かけまして専修学校教育に関する調査研究協力者会議に非常に御努力いただきました。ただいま池田委員御指摘の報告をまとめていただいたわけでございます。

その中の施策、当面の措置として結論的にまとめていただいたことが何項目かございしますが、まず第一が、専修学校の教育内容、指導方法等の充実に、これを図っていく必要がある。第二は、専修学校教員の指導力の向上を図っていく必要がある。第三は、専修学校生徒の修学上の諸条件等の整備を図っていく必要がある。第四は、専修学校の経営の健全性の向上、第五は、専修学校他の種類の教育機関と柔軟な連携を図っていくことが望ましい。第六番目に、専修学校制度について社会一般の理解を促進していくことが必要である。最後に、それらの事柄に関連いたしました、国と地方公共団体がどういふ役割りを果たしていくべきかというふうな点についておまとめをい

ただいておるわけでございます。

○池田(克)委員 その項目は私も承知しているのですが、奨学金が一番最初に出ておるわけでございしますが、その優先順位についてもお聞かせいただきたいと思ひます。

○三角政府委員 やはりいま池田委員御指摘になりましたように、奨学金の問題が非常に大きな事柄として取り上げられておたわけでございまして。そういうことで今回の報告のいわば一つの目玉と申してもよろしいものでございしますが、これは所管は隣におられます大学局長でございしますが、これをやはり優先順位の一環に取り上げまして今回の予算でお願いをしておりますが、日本育英会によりまして奨学金貸与制度の創設を図つたということがございします。

それから、先ほど申し上げました教員の資質の向上ということがございまして、これは五十三年度から初めて一般会計の予算で専修学校に対する措置をしたのが初めてでございますが、専修学校の教員の研修事業費の補助を始めましたが、これにつきまして若干でございますが、さらに拡充を図つてまいります。

それから、新たに専修学校の、先ほど教育内容の充実に上ることがございしましたが、これに関連いたしまして、専修学校におきます教育についていろいろな意味での研究開発を奨励しようというところで、それに対する補助を新たに盛り込んだ形で明年度の予算をお願いしておるわけでございます。

それから、従来からの施策を充実するという点も必要でございますが、私学振興財団の貸付事業につきまして貸付枠の拡大を図つた次第でございます。

それからもう一つは、税制上の優遇措置といたしまして、年々少しずつ優遇措置を拡大してまいつておりますが、明年度につきましては、専修学校において直接教育の用に供する電気及びガスに対する税を非課税としていただく。

それから、一定の専修学校につきましては、こ

れに対するいわゆる指定寄付金、これの対象範囲の拡大を図るというようなことをいたした次第でございます。

でございますから、この報告を受けまして、大切なことにつきましては一応の手当を始めるというところにいたしましたわけでございます。

将来につきましては、これらの手当てにつきまして、できますればさらに必要に応じて内容の充実を図ってまいりたいと考えておる次第でございます。

○池田(克)委員 概略わかりました。奨学金の問題ですけれども、こし二億の予算が計上されておるわけでございます。この二億という金額をどういう根拠ではじいていらっしゃるのか。また、専修学校の学生の経費というものがどの程度かかっているのか。それによつて二億等の奨学金というものも計算されたのではないかと思うのですけれども、概要を聞かしていただきたいと思ひます。

○佐野政府委員 この点は、まず高等課程と専門課程を対象とすることによりまして、貸与月額については、高等課程については高等学校の一般貸与と同額とする、専門課程については短期大学の一般課程と同額とするということをまず前提いたしました。

それからその次に貸与人員でございますが、これは初年度のことでございますので、いろいろと検討をしたわけでございますが、最終的には対象となる生徒の数の一割、これを貸与人員としてとらえたわけでございます。それが千名、高等課程が二百人、専門課程が八百人、これを基礎として今年度の専修学校生徒に対する奨学金の予算をお願いしているわけでございます。

○池田(克)委員 経済的理由で修学困難なという事情ですが、これは大学、短大等と比べまして、そういう状況の人が、数の問題も必要かと思ひますが、専修学校の方がより厳しい人たちが多いのではありませんか、あるいはそう大きな違いはないと見えていいのでしょうか。

○佐野政府委員 昭和五十四年度に専修学校生徒

に關する調査、これはサンプリングで実施をしたわけでございます。これで見えてまいりますと、高等課程について申し上げますと、学費、生活費を合計いたしますと四十八万九千円、この時点で的高等学校の場合には同じ数字が三十五万六千円ということになっております。ただ、専門課程の方へまいりますと、その学費、生活費を合計した額が、これは平均でございますけれども七十二万七千円、これに対して短期大学は八十二万四千九百円ということになっておりますので、高等課程の方は高等専門学校よりも学生生活費の額は高い。これに対して専門課程の方は短大の方がやや高い。そのような状況でございます。

○池田(克)委員 前もつてお話ししなかつたのですが、これはどういふふうにかへたらいいのですか。つまり高校の人たちより専修学校の方が高い。それから短大となりまして短大の方が高い。専修学校といふゆる短大、高校と、いままでどちらからかという、古い伝統のある制度と比べてこの段階で入れかわつてきているのです。すぐにお答えをいただけないかもしれませんが、大ざっぱでも結構ですが、どういふふうか理解したいのでしようか。

○三角政府委員 どうも細かいことはちよつとまだわかつておらないのでございますが、先ほども申しましたように、専修学校のほとんどが先ほども申しましたように私立でございますし、それから一つには技術、技能を中心とする実学教育でございますので、材料費とかそういったものについては一般教育よりは若干お金がかかるというケースがあり得るかと思ひます。ただ、それもそれでは短大と専門課程とどうなるのかということになりますと、そこまでの分析がちよつとまだできかねておるのが事実でございます。

○池田(克)委員 私、素人考えですけれども、逆になつてしまふべきじゃないかと思ふのです。つまり、いわゆる普通高校に行かないで、中学を出て高校の年代を専修学校で直接的な技術を身につけながら過ごしていくという人たちは、

ある面では実社会にすぐ出ていくという状況ですね。

それから、短大じゃなくて、専修学校を選んだ方々につきましては、ある意味ではそうした特殊な技術を高校レベルを卒業してから後につけていく。ですから、逆になつてしまふべき数字じゃないかな。これは制度が発足してまだ日も新しいです。この問題だけを取り上げて云々できないのですが、私はそういう感想を持っているというところをこの際申し上げて、このことについての答弁はいただかなくても結構でございます。

二番目に、互助共済災害補償制度というものを検討していきたいと報告は述べているわけでございます。これは具体的な進め方をいま始めていらっしゃるのでしょうか。

○三角政府委員 この提案を受けまして以来、全国の専修学校、各種学校の連合会がございまして、そこでいま検討を進めておられると承知いたしております。

○池田(克)委員 三番目に、国家検定それから国家資格、これは私大興味を持っていますことなんです。「国家資格・検定制」における受験資格等について、大学、短期大学等の他の教育機関に対する取扱ひ等を考慮しつつ改善が図られるよう検討することが望まれる。また、国家資格・検定制等のない分野にあつては、生徒の学習意欲の層の向上に資する等の観点から関係団体による自主的な検定制を設けることについて検討することと考へられよう」と抽象的に書かれていたのです。でも、大事なことをな——つまり高校を出て資格を取りたいという人たちは事実多いですね。しかし「大学、短期大学等の他の教育機関に対する取扱ひ等を考慮しつつ改善が図られる」というのはよくわからないのです。これはどういう具体的な内容か、何か例を示して教えていただきたいのです。

○三角政府委員 現在いろいろな意味での資格制度あるいは検定制、国家試験制度とかがあつたわけで、たとえば理容でも美容でもそうでござ

いますし、あるいは建築関係もそうでございまして、その他そういう技術というよりはむしろ計算とか簿記とか、そういう面でもいろいろあるかと思ひます。これは必ずしも私どもいわゆる教育行政に直結はしていませんで、それぞれの事柄を所管する各省が必要基準等を設けて試験等を行っているわけでございます。その試験の受験資格については、専修学校の実態をよく見ていただまして、そして実態の上から適当ではないかというふうなものについては、できるだけその他の教育機関が持つております程度まで優遇していただきたい、そういうのがこで述べられておりますことの趣旨でございます。私ども文部省もそういう意味でできるだけバックアップしなければなりませんけれども、それぞれの専修学校ないしは専修学校の団体の方からもそういう意味での働きかけというか、あるいは御自身で実力も涵養していただきたがら、そういう方向に持っていくことが好ましい、そういう意味の提言でございます。

○池田(克)委員 たとえばほかの学校を出たら、その卒業資格が即ちそうした検定合格、こういう連動性がある、こういうことを意味するのでしようか。専修学校もそれくらいの配慮をしてほしい、こういうことなんでしょうか。

○三角政府委員 事柄によりまして扱いが異つておるケースが間々ございまして、そういうものについて、いま委員御指摘のように同じような取り扱いにしてほしい、こういうことでござい

○池田(克)委員 この検定制、国家試験、いま資格時代だなんて言われまして多種多様な資格があるわけで、それがいい、悪いということはいろいろあると思ふのですけれども、しかし社会の多様化の中で一つの資格を取つて社会へ出ていきたいという人は多いわけですね。そういう状況の中で、この点についてはなるべく積極的な推進をするべきだ。そして特に高校レベルの、高校卒の年代——中学を出てから専修学校に入つて、その卒業段階

で何らかの資格というものを有するようになり、これは非常に大きな意味を持つのではないか。いまお話を聞いた部分は、いわゆる専修学校は三種類ありますが、どれも、ともにそういうことが考えられているのでしょうか。

○三角政府委員 非常にいろいろな制度がございまして、制度ごとに仕組みが異なっております。同じように、高卒相当のものについては高卒と同じように、それから短大相当のものについては短大と同じように持っていくということでございます。

○池田(克)委員 私は、その同じというのじゃ物足りないのです。要するに、高校卒業段階で一つの資格が得られる。普通高校よりも専修学校の方がそうした点ではよりプラスだという形の中で、まああそうすると誘導していくように見えます。見えますけれども、私の問題意識の中には、青年期の過ごし方として一般的な教養を身につけることは、私は非常に大事だと思います。正直言つて、人によつたら勉強はきらいだという人もいます。ところが、いま父兄の意向なんか見えてきますと、おれは勉強はきらいだ、中学を出て仕事につける——これはまたいろいろ諸般の事情があつて、後また別の問題でお話をしたいと思つて、すけれども、高校くらい出でなかつたらもうだめだ。ついでこの間も木島先生も高校卒は生存権だとなかなか味なことをおっしゃつて、私も同感だなと思つたのですが、いま生存していくという一つのぎりぎりの段階で、親の側からすれば高校まで出さないともうだめだというふうな意識を持つていて、いろいろ多いと思うのです。そういう意味で、高等専門学校というものに若干の有利な分野というものを与えてやつて、そしてその子は勉強はきらいだけれどもこういうことが好きなんだという形の中で、二年間あるいは三年間、あるいは場合によつては一年間かもしませんが、そういう分野で力をつけて社会へ出ていくということがあつてもいいのではないか。

今日、私立高校の一部などでは、勉強のきらいな子供もオール1の子供も何とかして入らなければならぬ。学校の先生も困つちやうつていふので、意欲がないのです。それが非行に走つていふふうな一部の声を聞くときに、この専修学校というものがあつて、そこを出ればこういう資格があるし、こういうふうにして非常にいい、幸せなという言葉が適当かどうか知りませんが、私も、親の側から見ても子供の側から見てもよかつた、こう言えるようなコースというものがこの部分にあるのではないか。こつちに力を入れて振興していくということがいまの教育全体を整えていく上に非常に大きな意味を持つのではないかと、いま管理局長のおっしゃるやうに同等という立場を与えてあげるやうな方向づけというものはないのだろうか。これは私の意見なんですけれども、それについていまの感想なり状況の対応なりがあつたら聞かしていただきたいのです。

○三角政府委員 池田委員のおっしゃつております意味はよくわかるつもりでございます。専修学校というのは、先ほども申し上げました力が養成するという色合いの強い教育機関でございます。したがつていろいろございまして、物によりございましていろいろございまして、資格が与えられるものは専修学校での学習そのもので資格が与えられるものもありまふけれども、やはり一定の検定試験というものを通らないと資格に結びつけることが適当でない、そういう分野も多ございまして。たとえば看護婦とかそういう分野のものもございまして。工業で申しますと、たとえば二級の建築士とか測量士、測量士補——まあ測量士補というやうなものは、履修をすればその後実務経験二年で測量士になるというやうな制度もあるわけでございます。あとは自動車整備士、航空整備士、電気主任技術者、電気工事士、無線通信士、無線技術士等々ございまして。ですから、これを所管します各省がその資格についての実力をどの程度の

基準で審査をする必要があるか、その事柄の内容によりましては非常に社会的に悪い影響があつてはいけないということから厳しい試験をやる場合もあるやうかと思ひます。

そういうことでございまして、いまここで一々のことについては私どもは申し上げられる立場にございませんが、専修学校の内容の充実とも関連いたしまして、それからおっしゃいますやうに専修学校は普通の学校と違ひまして特定の事柄についてそれをききわめていく、そういうものが多ないやうな特典が専修学校の場合にはあるということもあつておもしろいと思ひます。これは事柄ないしはその内容、分野それぞれに応じてまして前から専修学校の団体もいろいろと努力してきておる事柄でございまして、私も文部省側といたしましては当該団体にできるだけの協力してまいりたいというふうに考える次第でございます。

○池田(克)委員 いま私が申し上げたのは私の主張でもあり、教育をどうよくしていくかというある部分の持論みたいなものなんです、お聞き取りいただくことで結構だと思つたのです。

私は、高校を卒業した段階で一つの職業についての意識を芽生えさせるべきじゃないか、正直そう思つてゐるのです。中にはそうじゃない人もいますけれども、高校卒業の段階で一つの資格を持つ、きりぎりそれで社会へ出て大丈夫だという、これがまさに後期中等教育じゃなからうか。一つの完結をここでしてあげる、社会へ出ていくやうにしてあげる。そしてその上でなお、ある部分のうんのうをききわめたいとか、さらに一般教養をつけたいとかいう方は大学へ進むことはいちばん私思ふのです。今日、高校の終了時点で親も子もこれ

で社会へ安心して出せる、これで大丈夫だという状況になつてないんじゃないか。制度上はそういうふうな規定はしてないと思つたのです。現実

の人は社会へ出ているじゃないか。統計の数字の上ではそんなでございけれども、私はそのことと社会の実感との間には若干ずれがあるんじゃないか。できれば大学へ、その方が社会に出てというやうな気持ちには皆さん持つていらつしやうと思ふのです。これは種類によつて違ふと思ふのです。

そういう意味で専修学校と資格、さらにもう一歩進んで、この五番目に「他の教育機関との連携」ということがうたわれているのです。これは非常に重要なことで、できるならば一般普通高校と専修学校との間の互換みみたいなことがあつて、そして普通高校の中でも何らかのそうした選択的なことによつての授業、簿記を習ひたいとか語学のそうした会話をすると、専修学校の持つてゐる多面的な、しかも実務的な部分を互換させていって、たとえば夜そつちう一つの専修学校へ通つたというやうなことが仮にあつても、それをお互いに認め合つて、高校卒業段階で何らかの社会へ出る自信を持たせることが望ましいんじゃないか、私はこのように思つてゐるわけなんです。そのことと、あえて押しつけるつもりはありませんが、五番目の「他の教育機関との連携」、専修学校教育と他の教育機関における教育との柔軟な連携を図るための方策について、専修学校教育の特色や独自性を損なひないやう留意しつつ、今後更に検討する必要がある。これはまた大変抽象的なことなんですけれども、私はそういう考え方を持つてゐるわけなんです。これはどういう意図でこういう文章になつてゐるのか、私の考えをまた照合されてどうお考えか、お聞かせいただきたいと思つたのです。

○三角政府委員 これはいま池田委員お読み上げたいただきましたように、今後の検討課題ということで問題提起をしてゐるということでございまして、現在でも、たとえば高等学校の段階におきましては、専修学校と高等学校の技能教育上の連携の制度がございまして、若干の学校ではございまして、そういうことをしてゐるところもあるわけでございます。今後そつちうした連携をより柔軟に

していく方向で検討を続けることが望ましいということなのでございます。

○池田(克)委員 ひとつ重大な検討課題としていただきたいのです。

同じ項目の六番目の社会の理解の問題なのですが、「専修学校の卒業生が企業等において実力相応の処遇がなされるよう企業等に専修学校に関する適切な情報を提供するなど、専修学校に対する社会の理解を深める必要がある。」こういうふうなうたわわっているわけでございます。私は、これはそのとおりだと思いますし、まだ専修学校というもののについての社会全般の理解は十分だとは思いません。この問題で公務員ということがうたわわれないのですが、公務員は今日青年の志向も強く、また現実的にさまざまな職種もあり、公務員についても、自治省あるいは人事院等にもこうした問題の連携をおとりになることがあってもいいのではないかと、そう思うのです。

○三角政府委員 公務員につきましては、すでにかなり前、各種学校の段階からだと思いますが、内容によりまして、たとえば高卒が入学資格で二年の課程で各種学校の基準を満たして教育を行っているところを出ました者については、短大卒と初任給から同じ給与の格づけをしていくというようなことをすでに人事院の方で先行してやっていたいております。ここでは「企業等」とはしておりましたが、主として民間におきまして、専修学校の卒業生についての処遇について実力相応に考えてほしいということを言っておるのでございます。

○池田(克)委員 ぜひそうお願いしたいところでございます。

最後になりますが、一つは図書館の設置の問題です。図書館といっても規模も修業年限もございまして、他と同じようにというふうにはいかならないと思うのです。むしろ専修学校の分野に関する資料センターみたいなものになるのではないかと思います。今日図書館問題もいろいろ論じられておりますけれども、総合的なものがあると同時に

に、たとえば細かい洋裁なら洋裁の資料あるいは自動車整備なら自動車整備の資料というふうな分野別の資料というものもあつてしかるべきだし、都会と地方とは違ふと思いますが、一般の国民の利用する場合でも、大きな図書館で検索に手間取ったりするよりは、そうしたはつきりした専修学校のここへ行けばこういう資料があるというふうな形も社会に専修学校をPRしていく上には大きな意味を持つのではないかと。今日図書館問題は、専修学校整備には除外されているように私は理解しているのですけれども、図書館とあえて言えないまでも、そうした専門的な資料をより深めていくための施策、必要ならばそれを補助していく。資料というものは簡単になくなるものではないと、蓄積されて残っていくものであります。日本の教育の中で専修学校という方向を大事にしていくという先ほどの大臣のお考えから見て、資料センターなども今後考えられていくべきではないかと、こう思っているのですが、いかがでしょうか。

○三角政府委員 専修学校はいまおっしゃいましたように、特に当該専門に関する図書資料、これを整備することは望ましいこととございますし、専修学校設置基準におきましても、これは必置の施設といたしておりましたが、「なるべく図書室、保健室、教員研究室等を備えるものとする。」というぐあいになっておりましたが、図書室などをつくる場合に、建物の関係の資金を要する場合に私学振興財団からの融資の対象にいたしておるわけでございます。ただ、専修学校はかなり柔軟にそして自由なあり方でやっていたというこれまで一つの特色をもちましたものでもございまして、図書室について余り厳格な基準的な扱いはいたしたくない、そういったような事情がございまして、補助ということにつきましては、ただいまここで当面これを取り上げるという方向で申し上げることはできかねるわけでございます。

○池田(克)委員 専修学校の問題についていろいろお伺いをいたしました。私は、先ほど一つの例として勉強ざらいな子供がなどという話をしましたけれども、専修学校の名譽のために、専修学校というのには勉強ざらいな子の行くところだ、こういうふうには私は考えているわけではないのです。人にはそれぞれの特徴があり、いまの普通高校の教育とか、いまの一流の流れたかになかなかない、しかしながら別の面で大変な能力を保持しているという方もいる、私はこういう意味で申し上げたわけでございます。大臣、聞いていらして、私は高校というものについて私なりの認識を持ち、みんなが大学へどんどん行く、大学も最後の就職段階で苦しむ、企業がなかなか受け入れない、それで大学を出てから職業訓練を受ける、こういう状況は好ましくないと思っております。これは私の一つの考え方ですが、最後の締めくくりにして御意見を伺いたいと思っております。

○谷垣國務大臣 いま先生のおっしゃっている問題を私もお聞きしておまして、よく同感のできますところだと思っております。とにかく専門的な技術関係あるいは職業的な立場からの技術の吸収を非常に要望されている事象が片一方にあるわけでございますし、ことに若い諸君の一年というものは非常に重要でございますから、必ずしも時間をかけて大学へ行けばいいという形だけでなくて、世の中の評価も変わっていくかなければならぬ。頭の悪い人が行くなどということではなくて、専門的な技術をもつと身につけて世の中に出て行く、あるいはまた世の中に出た諸君が具体的な技術なり専門的知識が欲しい、そういうものに対しまする熱情を持って入ってくる、そういうところが専修学校に私たちが期待しているところであろうと思っております。したがって、先ほど来お話がございまして、現在の専修学校が諸君のように伸びていくか、あるいはそこに学んだ諸君がそれだけの実力を発揮し得るか等々の問題を含めながら、伸びていくように私たちが配慮していく必要があると思っております。先ほどからその意味で非常に同感を

持ちながら聞かしていただきました。

○池田(克)委員 次の問題として、私立高校の助成の問題について残されたわずかな時間ですが、お伺いしたいと思います。

私が取り上げたいのは、実は東京における私立高校という限られた部分についてであります。本来本委員会では全国的な規模の問題が望ましいのでしようけれども、東京は首都という状況の中で、東京の持っている考え方というのをこの際取り上げ、また文部当局にもその対応について考えていただきたい、こう思っているわけでございます。

最初に、中学ではなくて東京の高校の問題でございます。私が東京の場合圧倒的に多い、こういう事情でございますが、数の面で、人口百万当たりの私学の数、これは前もって申し上げていなかったもので、そういう数の出し方がいかにどうかはわかりませんが、全国平均と比べて東京の私学は非常に多い。逆に公立校が少くない。公立校の数を伺いしてもいいと思っております。最初に公立校の数から伺いましょう。東京の公立校の数、また人口百万当たり全国平均ではどのくらいになっているかということから伺いましょう。

○三角政府委員 ちょっと手元に学校の数の資料がございませんので、生徒数の資料がございまして、御質問の御趣旨に照らしてちょっと申し上げますと、五十四年五月一日現在でございますが、東京の高校の生徒の総数が四十六万一千九百九十四人、この中で私立高校に通っている生徒数が二十五万八千八百五十五人でございまして、比率を申し上げますと、私立の比率が五五・九%、こういう数字でございます。

○池田(克)委員 時間がありませんので、たとえば兵庫県を例にしますと、人口五百七万、それで公立高校は百六十七校あるわけですね。したがって、公立高校の数というのはかなり比率が高い。百六十七校の公立に対して私立は四十七校。兵庫県も大きな都会を抱えている地域でございますが、公立の率が七八%という状況になっているわけ

けなんです、東京はその倍の一千六百四十万という人口を持っていて、公立校は百九十三校、私立が何と二百五十校、こういう状態ですね。私の方で調べてみたのですが、人口百万当たりになんていいますと、大体全国平均で公立校は三十三・七校、このくらいの数になっているようでございまして、自治省等は百七十万の人口に対して数が幾つというふうな基準を持っていられしやうですが、もし文部省の方で公立高校のたとえは新設の要求に対する基準、そうしたものが目安としてあればお聞かせいただきたいのです。

○三角政府委員 公立高校につきまして、いま池田委員のおっしゃいましたような意味での特段の基準はないというふうには私は理解いたしております。これは初中局の所管事項ではございますが……

○池田(克)委員 基準がない——公式的にはそうなんですけれども、やはり新設するということが現実にあるわけですから、当然その新設の是非をめぐって何らかの検討の基準はあると思うのです。自治省でも、何でもそうした——国民の税金を使って公立高校を欲しいという要望があり、つくるつくりなないという状況の中で、年次計画を立てて公立高校をつくっているわけですから、そういう点から見まして、私前もって申し上げなかったので御答弁いただけなかったのですが、私の調べたところによりますと、全国的に見まして、東京、大阪、愛知、埼玉、千葉、神奈川等、東京の首都圏と関西の近畿圏というところの各県は、おしなべて公立高校が大変に少ないような状況になっているわけなんです。

私が先ほど申し上げたように、東京の財政というものが大変厳しい状況に今日なっています。これはいろいろな事情があるわけで指摘されているところですが、しかしともかく日本の首都として東京の機能が麻痺するようなことがあれば、国全体に及ぼす影響というものはかり知れないと私は思うのです。そういう意味で、卑近な例で恐縮ですが、東京はたとえは外国の

要人も多い、あるいは中央官庁や、大臣を前にして恐縮ですけれども、各閣僚等の身辺の警護、率直に言って警視庁は東京都の予算で運営している。あるケースによればそれだけでも百八十億金がかかっている。その反面、東京はまたいいことあるじゃないか、人が来てお金を落とすといくではないか、こういう議論もあるのですが、財政が厳しい、もう破産寸前だ、大変多くの人員整理もしながら財政再建に必死で取り組んでいる状況から考えますと、この私立高校と公立高校という問題がどうしても出てきましてというのが実情なんです。

しかも、これは質問として伺いたいのですが、今日私立高校と公立高校との間の特色と申しましようか、教育内容——歴史は違ふと思ひますが、国民から見えた場合の違いですね。私はどうしてあの私立が、こういう建学精神で、こういう制服で、こういうことを教えてくれるからいいんだ、私も私立で学びましたけれども、そういう部分が過去にあったと思うのです。しかし、いまや受験の一つの過程の中で、受験の指導をどの程度やってくれるかと、むしろそうした私学の過去にあった建学の精神というものは本来あるのです。偏差値で、あなたのお子さん、このくらいならこへ入れますよ、こうしたことが言われ、どちらかというところ平準化されてきた。公立、私立間の一つの内容的な特色やそうしたものが失われ、ともに平準化されている。私はこんなふうな感じを持っているのです。これは初中局長の方が本当は適当なのかもしれませんが、管理局長、いかがですか。

○三角政府委員 いろいろな意味で平準化と申しますか、ほかの人と同じでないややはり安心ができませんというふうな、そんな感覚がかなり濃厚にありますが、その中におっしゃるとおりじゃないかと思ひますが、その中にありますので、私学と申しましても、たくさんございましていろいろではあります。が、やはり学校によりましては、宗教教育に重点

を置いておるとか、あるいは体育、スポーツ等に非常に力を入れるとか、あるいは先ほどの専修学校にもありました、どちらかというとああいいう意味合いでの実力養成というふうなことに力を入れたとか、あるいは従来からの建学精神に基づきまして、一種の人間教育といふか、そちらに非常に重点を置いてやりましたり、あるいは芸術、演劇活動といったようなものに重点を置くと、公立に比較いたしますとその辺のところは柔軟に一つの特色を打ち出しているという姿勢は、やはり私学の方に濃厚にあるのではないかと、いうふうに考えております。

○池田(克)委員 その私学の特色は、私はあえて否定しないのです。しかし、現実に見ますと、公立高校は少ないし、公立へ行けないお子さんを抱えた父兄にとってはもう選択の余地がないのです。ね。しからば、さっきの専修学校なんか、そういう意味でも宣揚していきないう思っているのです。けれども、父兄の側から見ますと、ともかく高校へ行かないと近所じゅうみつともなうてしようがないみたいなそういう部分があるのです。それで選択の余地がないし、公立の収容人員というものは、東京の場合二十万人です。私立が二十六万人です。そういう先ほどお話しした生存権にもつながりかねないような状況の中で、選択ができないう中で私学へ行っている。しかも、私立高校の初年度の納入金、一年間を見ますと、東京は五十四万円なんです。これは東京都の方の試算でございしますから、もし何かデータがあれば照合してみたいと思うのですけれども、ほぼ間違いないと思ひます。これは入学金とかその他を入れた初年度一年生の全部です。同じように地方の私立高校の場合は全国平均は三十五万円なんです。これはかなり大きな開きで、正直言って六割くらいは違ひが出てくるわけですね。東京はその分だけ商売も順調で父兄の収入も多いかといふと必ずしもそうではない。たとえば住居費なんかと比べてみると、東京の住居費は、それ以外の方々がお聞きになると本当にあつと驚くほどの高い住居費を

払っている。そういう生活が現実です。ですから、そういう住宅のローンとか住居費とかを払いながら、五十四万四千円というものが東京の平均的な高校の初年度の入学に必要なお金になるわけですね。これは神奈川でも似たようなことで四十九万一千円、新潟で二十四万。こんな状態でして、埼玉四十四万、千葉で三十万。東京の隣の川一つ隔てる千葉で三十万。千葉がずいぶん安い。人口が流出していくというふうなことになるのです。

○池田(克)委員 時間がございませんで、生徒数というものがあつて、それに對してランクは確かにABCに分かれていまして、しかし、分かれても俗に足切りというふうな制度が今日——自治省の方からもいろいろ詰めたんですけれども、かなり矛盾を持っています。たとえば九万円補助した場合に次の下のランクになり、十万円から上になると上のランクになる。たとえば六万円以下だ

と、生徒数というものがあつて、それに對してランクは確かにABCに分かれていまして、しかし、分かれても俗に足切りというふうな制度が今日——自治省の方からもいろいろ詰めたんですけれども、かなり矛盾を持っています。たとえば九万円補助した場合に次の下のランクになり、十万円から上になると上のランクになる。たとえば六万円以下だ

つたら一銭ももらえないというふうに補助の額に段階ができていて、そしてその段階に到達しなければだめ、超えればもらえない、こういう形になっていて、この間、地方財政としては実情に即さない部分がたぶんある。きょうは時間の関係で、予算の分科会等もありまして自治省の方においていただけたのですけれども、私はこの点もぜひ指摘しておきたいと思つてゐるのです。生徒数掛ける都道府県の補助、それに対する一定率の国の補助、こういう状況は、一見非常に公平のように見えるのですけれども、実はそうばかりとも言えない。公立、私立がそれぞれ平均的に存在している状況であるならばそれでいいのです。むしろ財政の側からいけばそれでいいのですけれども、父兄の負担ということを考へていった場合に、選んでない中で高校に子供を送っている父兄の負担というものは莫大なものだと思うのです。

ちなみに、東京に全国平均のように人口百万に対して三三・七校だとすれば、東京の公立高校といふのは三百七十校なければならぬ勘定になってくるわけですね。それだけあれば父兄として、相当の収容力でもありますし、公立高校の授業料といふものは安い。そうした点でいふと生活も楽になってくる。そういう点からいいますと、百七十七校不足しているということになるのです。そういう高校の偏在している事情のゆえに、かなり余分な出費といふものを東京都民が負っている。仮にあと百七十七校東京に高校があったとしますと、収容力約十八万ということになります。それが私立高校との学費の差を見ますと三百十一億という巨額な出費を都民全体が私学に投じてゐる。いや義務教育じゃないんだからそれをお選になるのは父兄の選択ですと、こういうふうな御意見の中にはありますが、いまやそういう段階が過ぎて、高校全入が叫ばれ、選べないという事態の中では、この公立私立の偏在状況といふものを勘案して財政的な措置をなさるべきじゃないか、こんなふうに私思つておりますのです。

が、いまの私の状況説明や主張をお聞きになつてどうお考えになりましたか。

○三角政府委員 おつしやいますように、私立と公立のシェアというのには都道府県によつていろいろございまして、まさに東京は先ほど申し上げましたように五五・九でございまして、私立の比率が一番高いわけでございます。ほかに、たとえば三割以上私立が占めてゐるところは、神奈川県、愛知県、京都、大阪それから福岡でございます。それから、私立の比率が一五%以下のところは、岩手、秋田、新潟、長野、滋賀、和歌山、島根、徳島、沖縄というような状況で、都道府県によつてそれだけ相違がございすわけで、全体の私学の比率は二八・二%です。そういうことで、必ずしも一律ではないわけでございます。学費につきましても、先ほど池田委員がおつしやいました数値で、私も同じ数値を持つてゐるわけでございます。

そういうことでございしますが、ただいままで私もがやつてまいりました私立高等学校等に対する補助は、やはり私学振興助成法の目的、趣旨に沿つて進めさせていただいておるわけでございまして、そういうことで、あの法律ができたときにいろいろと御審議がございまして、そして一つのやり方といふものを設定しまして、それをずっと継承して内容の充実を続けてきたわけでございします。

そういうことで、これは本来都道府県がその所管の区域内の高等学校に対します助成をおやりいただく。国がそれに対して協力していくために、国が直接学校に出すのではなくて都道府県に補助するといふ仕組みが基本でございします。そうして都道府県が必要とする財源措置につきましても、御承知のように地方交付税の基準財政需要額に積算していただく。この積算の仕方は、補助金の方から地方交付税の方へ、私どもとしては従来とも生徒数に見合つた形でやつてきておりますので、したがひまして、東京都の額が高いということとはまた一つの問題ではございしますが、私学の

シェアが非常に高いという点については、やはり生徒数に見合つた形でやつております関係で、そういう意味で各都道府県の間の均衡と申しますかバランスをとつてやつてきたということなのでございします。

○池田(克)委員 きょうは状況を指摘し、ぜひこれはそうした意味で検討していただきたい、そういうふうな申し上げるにとどめたいと思ひます。そのほかに東京へ流入してきてゐる千葉、埼玉、神奈川等、隣県の生徒さんも七万五千人いる。また、東京から他府県にいらつしやつてゐる方も二万五千人、差し引き五万人くらいで、東京は大変大きな意味の特殊事情です。そういう意味で負担をしてゐる。こういう問題も財政措置の上から何らかの配慮を今後していただきたい。これはいろいろな形で東京の持つてゐる特殊な事情のゆゑに負担がかかつてゐる。これは今後国会でも議論をしていただきたい。首都における特別な事情に対するそうしたあり方についての国民の皆さんの合意を得なければならぬと思つてゐる問題でございしますので、きょうはそういう問題を指摘させていただきます。最後に、いままでお聞きいただいて大変むずかしい問題かと思ひます。しかし事情は事情で、このような事態になつてきてゐることは、これまで事実でございします。父兄の側からしますと、何でこれだけ多額な教育費を投じなければならぬか、その内容がいかにという必しもそうとはばかりは言ひ切れません。なぜ公立学校がもつとないのか、これは父兄の側から言へば大変不満の多いところですね。地方自治体からいつても、財政の状況といふものは御承知のとおり大きな転換は望めません。なかなかむずかしい問題ですが、今後の検討課題として御研究いただくようなお考えはないかどうか、大臣から一言お伺ひをしたいと思います。

○谷垣国務大臣 どうも先ほどから御指摘を受けてゐる問題をお考へしておりますが、なかなかむずかしい問題だと思ひます。事実はいまのところ

で私学が非常に多いということであらうと思ひます。これは東京都といふもの、あるいはまたそのほかの大都市の問題もありましようけれども、その地方財政全体の中で一体どういふふうな考へていくかという問題かもしれません。私たちの方だけでどういふことはなかなかやりにくい案件で、先ほどお話がありましたように、これは生徒数に応じてという形であつておきます関係もございまして、御指摘になつた事実を踏まえながらも少し検討させていただかないと、いまここですぐに結論を出すというわけにはなかなかいかない問題であらう、かように考へております。

○池田(克)委員 です、結論はいいのです。そういう事情を御承知いただきましたので、これはぜひ検討していただきたいのです。何も東京の例だけ言つてゐるのじゃないのです。これは愛知でも静岡でもかなり幅広い地域でこういう実情がありまして、ぜひ検討する方向でお願いしたい。きょうはほかに国立大学の付属学校の入試の問題もお伺ひしたいと思ひまして、わざわざおいでいただきましたが、時間の関係でまた別の機会にさせていただきますと思ひます。

最後に、いまの検討の問題につきましても、大臣から一言お伺ひする方向をお伺ひしたいと思ひます。

○谷垣国務大臣 十分に問題意識を持たせていただきましたと考へます。

○池田(克)委員 終わります。

○谷川委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

文教行政の基本施策に関する件について、日本私学振興財団常務理事早田肇君を本日参考人として出席を求め、意見を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○谷川委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

午後一時に再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時五分休憩

午後一時四分開議

○谷川委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

文教行政の基本施策に関する件について質疑を続行いたします。中西續介君。

○中西委員 国士館大学の問題につきまして、従前から何回か、衆議院におきましてもあるいは参議院におきましても質問を申し上げ、問題解決に向けて要請をしまいたところでありました。特に私の場合には、一昨年の十月十八日に参考人を要請いたしました、いろいろ指摘をしまいたりましたし、さらにまた参議院におきましても計五回にわたっての質問をいたしたところでありました。ところが、現状を見ましても事態は一向に進展しておらないのではないかと、この中身をつぶさに検討いたしますと、指摘できると思ひます。

そこで、一昨年の文教委員会における指摘の中で、当時砂田文部大臣の答弁の中にもありますように、「教育、研究の運営について理事者側の立場のみが優先をして、教授会を中心とする教学側の意向が無視されるようなことがあつてはなりません。残念な、遺憾な事態の大学はまさにこういうところに問題の端を発しておる」、こういう答弁をしております。さらに「きわめて強い姿勢で臨む決心をしておりますから、たとえば」云々というように、公的機関としてはあるまじき大学だという指摘をしております。また、参議院の場合に、最終的なものは昨年の五月八日にありますけれども、大臣の答弁を見ると大変な発言をなさつております。「実は、私もいま詳細に承つてびっくりしたんですが、こういう学校が日本にあるのかと思つて、私も驚いているわけですが、」云々と云つて、「私学の運営は理事会が根本だから、理事会が健全な運営を」すべきだという指摘を内藤

前大臣もされております。それから以降、内容的には同じような答弁が次々となされておるわけでありました。しかし、先ほどから申し上げますように一向に進展しておらないということになると、これは大変なことでありました。しかも、文部省の側から六項目、細かく言えば八項目にわたつて改善の指示を出され、その一部のみしかまだ手がけておらないというのが実態ではないかと思ひます。したがつて、まず第一に、その中の暴力問題についてお伺いをいたします。

五十四年十一月二十一日、そして二十三日と、連続して事件が起こつております。もう中身については詳しく指摘は申しません。これに見受けられますように、特に国士館の場合には暴力問題が依然として絶えておらないというところに学校の体質がそのままあらわれております。これは何回か指摘したところでありましたが、この点についてどのようになつておるのか、お答えいただきたいと思ひます。

○佐野政府委員 御指摘のとおり、五十四年中に、合気道部におけるクラブ活動中の暴行事件等を初めとしたしまして四件の暴力事件が学内で発生いたしました。大学はこれに対して、それぞれ事実を調査した上で加害学生に対して無期停学を含む処分を行つて指導を徹底する措置をとつております。それにかかわつたクラブの解散あるいはクラブの活動停止等の措置もとられてはいるわけですが、確かに問題は、一つ一つの事案が起つたときに、それに対して大学側が直ちに調査をし、措置をするというところは的確に行われてきておりますけれども、なおそういう事案が幾つか続いて起つてきている、そのことが問題である。と私たちも考えております。大学に対して、学生に対する指導の体制をさらに整えるように、それらの事件の都度私どもからも指導をしているところでございます。

○中西委員 そこで、いま指摘がありましたように暴力問題、その事案その事案に対してはある程度の措置はされておりましたが、このように連続

して起こるその原因がどこら辺にあるのかというのが問われなくてはならぬと思ひます。

そこで問題は、この種暴力問題に対する学生部の対策なりあるいは処置、その中心になるべき学生部の改革案が出されたとは聞いております。期日は三月二十日ごろだと言われておりますが、どんな内容で、しかもこれは学内でどのように周知徹底されておるのか、さらにまた、内容的にどういう中身かについて明らかにしていただきたいと思ひます。

○佐野政府委員 御指摘の学生部の改革案と言われるものにつきましては、私も大学側に対していわゆる大学の運営についてとられてはいる改善措置等について聴取をいたしております。その改善措置をとつては経過の報告の一つとして私も承知をしたものでございます。これは本来、対策委員会の暴力対策の提案に対する理事会の対案として、理事の方から対策委員会の委員長に手渡されたものと承知をしておるわけでございます。

その内容は、一つは、学生部の職務、組織等を決めた学生部規程の案と、それから学生相談室の規程案、さらに学生団体の設立、集会の開催の手続等について定めた学生の団体、集会及び掲示等に関する規程案、さらに学生の会に対する規程案がその内容をなしているものと承知をしておりますが、詳細については私も承知をしておりません。

これらの学内で周知されているかどうかという点がいまお尋ねでございますが、文部省が承知をしてはいるところでは、先ほど申しましたように、理事から対策委員会の委員長に理事側の対案として手渡されたものということも承知してはいるだけでございます。

○中西委員 そうしますと、これは文部省には出されておらないのですか。

○佐野政府委員 いわゆる正式な手続をもって大学から提出されたというものではございません。先ほど申しましたように、その後の事態の進

展等について聴取をしている過程で、大学側からこういうものを対策委員会の方に渡したということ、いわば経過報告として伺つてはいるだけでございます。

○中西委員 私が聞いたところでは、いま言うように、理事会から直接対策委員会に出されるその内容としては、いま言われたような中身でありましたけれども、特に問題点は、教学部門とは完全にこれが切り離されて、部長あるいは次長については理事会が選任をして、そのまま部長が委嘱をする、こういう体制ではないか。こういうことになりましたと、あくまでも任命制であつて、本来からあるべき大学における教授会の議を経てこれらが決定をされる、こういう中身にはなつてないかと考へるわけですか。この点、どうでしょうか。

○佐野政府委員 御指摘のとおり、問題点という言葉は必ずしも適切ではないかと思ひますが、理事会側の対案では、学生部長は教員の中から理事が選んで総長が委嘱をするということになつております。これに対して対策委員会側の案では、学生部長は教授会が選んで学長が委嘱をするということになつております。そのことと前に両者の考え方の違ひがはつきり出ています。ここがいわば問題となるところであらうかと思ひます。学生部長の選任方法を最終的にどのようにするかというところは、これは大学の方針によるところではございますけれども、従来から私どもは、大学における教学側の意見というものが十分尊重された形で理事会が大学の運営をしていくようにしてほしいというところは、基本的な姿勢としてお願いをしてはいるところでございますし、そういった点も踏まえて、大学の中で十分全学的な合意が得られるような検討が重ねられてほしいと考えております。

○中西委員 私がなせこのことをいま一番最初に取り上げたかということなんですけれども、この点は学生部がむしろ暴力問題を中心的に取り上げ、そしてこのことがまた学内の運営の中で大変中心的な機構にならなくてはならないにもかかわ

らず、されておられない。しかも、教学とは切り離されてしまつておる、こういう実態にあるということが一つ問題なんです。そこで、いま局長が言われました対策委員会が提起をされたということになつておるようでありませうけれども、私がこれを挙げたのはそこにも一つ理由があるわけでありませう。

対策委員会というのは学内諸問題対策委員会だろつと思ひますけれども、これは御存じのように、学校側の理事者側の依頼で五十二年八月二十三日に設置をされまして、第一次の対策試案というものがこのときにつくられたわけですね。そして十月二十七日には各学部教授会、職員関係の部長間の諮問を経まして、さらに十一月二十七日には第一次の案を決定して理事会に提出をしたという経緯があります。ところが、その後このことがどうなつておるのか。しかも、それは寄付行為の改正だとか学則の改正、総長、学長、理事長選出規程、さらにまた暴力問題等を含めて、この学内における基幹になるべき各種問題について提起をしたわけでありませう。しかも、これは理事者側から要請されてつくり上げたにもかかわらず、これがそのまま放置されておるという実態にあるわけですね。したがつて、この学生部の規則なるものが対策委員会の審議決定が何もしないにただ提示をされたというだけであつて、いまこれが横行まは一人歩きをしようとする状況になつておるのではないかと私は思ふのです。そういう意味でこのことを提起をしたわけでありませうけれども、果たして対策委員会での審議決定をしておるかどうか、この点はどうか。

○佐野政府委員 御指摘のように、学内諸問題対策委員会というのは、一昨年に文部省の方からいわゆる六項目の改善要望をいたしたのに対応して、もちろん学部教授会の正常化等、事柄としてすぐ進められることについては大学はその努力をする一方で、諸規程の整備その他学内の運営の体制を整えるためには全学的な検討を必要とするところから設けられたものでございませう。

の対策委員会における検討が重ねられて、一昨年の夏に理事会に対して案が提出をされているわけにございませう。

これについて私も大学当局から説明を受けておりますところによりまして、理事者の方は昨年の初めから学内役員会、これは理事のほかに評議員を若干加えて設けたものでございませうが、学内役員会を設けまして、毎週一回のペースで審議を行つてきています。現在まで二十回を超える審議を重ねて一通りの検討は終わった段階であると聞いております。

ただ、この対策委員会の案にあるいろいろな事項というのは相互に関連をいたしますし、また先生御指摘のように、寄付行為の改定その他に及ぶ基本にかかわる事柄が多いわけにございませう。その取り扱ひを含めまして、現在理事会としての考え方を改めて整理をいたしますために再度検討に取りかかっている、そういう段階と聞いております。

○中西委員 二十回にわたる検討を終えておるということでありませうけれども、昨年の十月十五日に大臣あてに国士館大学の皆さんから出された陳情書あるいは上申書の中身を見まして、さらにまた、それ以前の学内におけるこの諸問題対策委員会の総会におきまして、期目的には公約をしておきながら全くそれが無視され、そして何回となく折衝をするけれども、これに対しての回答なり、あるいは正式なものは何もあつてないわけですね。この点はどうか。

○佐野政府委員 対策委員会の方の案の内容というものは、きわめて詳細かつ具体的なものとして提案をされております。その中には、現在の大学の理事者側としては何とも対応に苦慮をする事柄もあるようでございます。その点は理事者の方もそういう感想を率直に述べているわけにございませうが、しかしその中でも、たとえば事務機構の問題等につきましては、ことしの二月から事務系の管理職による会議を設けて、対策委員会の案に即して学内各方面の意見を取り入れながら具体案を

取りまとめる作業が進んでおります。事務組織の面での前進はかなり具体的に姿として出てきているというように私は考えているわけにございませう。確かに理事会の方は、対策委員会の方に對して、全体についての理事会の考え方を具体的にまだ明らかにする段階にはなっていない。これは御指摘のとおりでございます。

○中西委員 これはすでに一昨年にこのように問題提起がなされて、少なくとも昨年の一月あるいは少なくとも二月には正式にこれに對して回答する、こういうことになつておるわけですね。そしてすでに一年を経過しておりながらまだこれがなされておらないということをおぼろげに第一に私たちは認識をしておく必要があると思ふのです。

それとあわせて、先ほど私が申し上げましたこの学生部の規則等につきましては、対策委員会で審議、決定を経ているのかどうか、そしてこれが実際に実行に移されておるのかどうか、この点の回答が来ますか、お答えいただきたいと思ひます。

○佐野政府委員 大学側の対案は、先ほど申し上げましたように理事の方から対策委員長に手渡されていると大学側の方は申しておりますけれども、その件が対策委員会の方で受けとめられて議論をされているということ、私の方は聞いておりませう。

○中西委員 なぜ対策委員会で議論されておらないかという、対策委員会にはこれが出されてないのです。ここに問題があるわけなんです。私が冒頭にそれを申し上げずにまいりましたのは、そこなんです。結局、規則、規程はまだ非公開のままになつておる。その一般の経過の中で、文部省にはそのことは出されている、ここが問題なんです。そしてこれがすでにもう一人歩きをいたして学内では動いておるといういろいろな事柄の問題じゃないか、こう私は指摘をしていろいろいふんです。この点については、いま対策委員会に出されたということの確認はどこでなされましたか。

か。

○佐野政府委員 事情聴取の際に大学側の理事が対策委員長に渡したということを言っている以上に、私どもはその事実を確認はいたしておりませう。

○中西委員 ですから、この理事会の場合、経営者の場合には、このように文部省には一方的に、そのことを対策委員会に提起をしてあるということをお言つておるけれども、学内ではそれは全然不問に付され、また非公開のままになつておるという実態にある。ですから、こういうことになつてまいりますと、この対策委員会にも諮られていない。そしてこれが具体的に一人歩きをしていくということになりますと、理事会は全く対策委員会を無視した、そしてまた独断専行しておるということがこの中から私は推定できると思ふのです。

○佐野政府委員 御指摘のように、学内諸問題対策委員会が生まれた経緯というのが、学内の体制を整えるために全学的な意思の統一を図るための一つの手段として、まずこの委員会を事柄を検討しようというところにあつたわけにございませう。当然道行きとしては、対策委員会の案を理事会の方で受けとめる、あるいはそれを各教授会が検討をする、そしてもちろん対策委員会の案がすべて最善であるということとは言えないであらうと思ひます。ですから、それを土台にして十分学内でのその後の検討が進んでいく、その過程を通じて学内の意思の統一が図られていくということが望ましいと思ふわけにございませう。この大学の場合には、一昨年の段階では教授会自体が正常に機能しないというところに非常に問題があつたわけにございませうが、幸いにして教授会における学部長の選出なり教授会の運営というものは正常に行われていると私も私は考えております。そういう基礎もあるわけにございませう。当初の対策委員会設置の趣旨に従つて事柄が前進をするということ、私どもは大学側にお願いをしていくわけにございませう。

○中西委員 ですから、この理事会のあり方というものはまさにこの対策委員会無視だという言葉を私は使ひ、独断専行だということを申し上げたのは、このようにして文部省にはそういうふうないろいろなことは報告するけれども、実質的には学内においては非常に重要な案件についてもなおかつ放棄して、そのまま経過をしておる。ですから、私は先ほど申し上げましたように、この対策委員会そのものの成り立ちとその経過については、私はこのように、先ほど申し上げたように確認をしておるのですけれども、文部省としてはどのように確認をされているのですか。

○佐野政府委員 これは先ほど来申し上げておりますように、文部省の改善要望に対応して大学側が大学の体制を整えるための一つの事柄の進め方を考えた場合に、これが最善の方法であると判断をしてこういう学内諸問題対策委員会というものの設置を行ったわけでありまして、そういう趣旨を考へて、できるものから具体化に着手をするように私どもは非常に強く期待をされているわけでございます。

○中西委員 いまお答えにあったように、期待はしておるけれども、一年間以上放棄をされているということになれば、たとえ文部省には二十回なら二十回のそういう会合を開いて検討したと言ひけれども、その具体的事実は学内では何も出ていないということになれば、これは学内での認識は、そのまま放棄をされているということについては、そのままだけでいいのですか。その見解はどうでございますか。

○佐野政府委員 そのところは大変お答えがしにくいと思つております。理事会の方ではこれを受けとめて検討をされている。そういう検討を理事会の方で加えなければならぬという思い切つた改革案を対策委員会の案は持つておりまして、それから、それについて理事会の方で時間をかけて検討をせざるを得ないという対応はわかるわけでありまして、そのことは決して対策委員会の提案が無視されているということではない。先ほど申しました

たように、事務機構の点では具体的な検討が進められていくというふうなこともあるわけでございます。ただ、いづれにしても、学内における理事会側、教務側との協議による事柄の検討というものがもう少し促進できないかという感じは私どもも持つております。

○中西委員 無視されていないという、そういう見解が大変誤りだということを私は指摘したいと思つたのです。

なぜならば、第一次決定に対する大学当局の第一回意思表明が、先ほど申し上げましたように昨年の二月上旬には――それが一月の初旬であり、それが延ばされ二月になり、そしてそれが次々に引き延ばされていって、会うことすらもしないという状況になっておるということは、一般的な常識から言ふならば、中間の報告だつてできるはずなんです。そういうものが全然なされておらないというところに、無視しておるんだという判断を私はしておるのです。ところが、文部省にしてみれば、回答は調べてみると何回となく検討しておるから無視しておるんじゃない、こういう見解に立つておることに、この国士館問題についてのいろいろな解決をおくらせる大きな原因があるのではないかと私は思つたのですが、その点はどうですか。

○佐野政府委員 無視をされているということはないと私は思ひます。ただ、理事会側が非常に対応に苦慮をされていることは間違いないと思ひます。

○中西委員 もうちょっと素直にしないと、そういう言葉でやられると、私たち単純ですから、判断に大変苦しむわけなんです。ですから、本当にだれでもが聞いて判断のできるような言葉遣いでこれから答弁願ひたいと思つたのです。

そこで、この理事会の対策無視、なぜこのようにこの対策委員会を無視するのかということについては考へてみますと、これは四十八年当時、ちょうどこの事件が起こつた条件と同じような問題がありまして、近代化委員会が設置をされております。そして、そこでの案がつくられたけれども、

実質的には全くなし崩し的に現在まで来ているわけなんです。そしてまた五十三年に、学校側からの依頼によつてこの対策委員会なるものが設置をされて、全学挙げての議論の中でこれができ上がったものなんです。また同じようなことが引き延ばされておるという実態があるだけに、先ほど言つた学内における現状と過去の過程を考え合わせますと、これはもう引き延ばし以外にはないと私は考えるわけです。

これまで言つても、なおかつ文部省は、この点について引き延ばし、いや無視じゃないとお答えになるのか。とするなら、文部省が改善を求めた六項目の実施状況を見て、一番肝心なところだけはやっていません。細かく言えば八項目あるんだけれども、そのうちの四項目はやっていないわけですから、先ほど申し上げた学内における学則の改正という一番大事なことで、あるいは寄付行為の改正問題あるいは総長、学長、理事長選出の問題等を含めて、さらにまた暴力問題を含めて全然なされてないというところになれば、やつていないに等しいんじゃないですか。そうならば、先ほど私が申し上げたように文部省も含めて無視されておるという実態にあるのではないかと思つておるけれども、この点はどうですか。

○佐野政府委員 改善を要望した六項目の中で大学側で対応できる事柄、学部教授会の正常化なりあるいは教職員の人事についての是正なりあるいは入学者選抜の公正化、そういったものについては確かに大学による前進が見られておりますけれども、いま先生御指摘の学内諸問題の整備の問題その他いわゆる学内諸問題対策委員会検討をして案を定め、全学的な対応をさらに進めていくべき事柄について思ふような前進がないということについて、何とか前進を図るようにならねばならぬという努力を要請してはおりますけれども、今後とも大学に対して、せっかく対策委員会を設けている趣旨を十分に考へて積極的に事柄を進めるように要請をしてまいりたいと思つております。

○中西委員 いままでの経過からいたしまして、国士館大学の中で、理事者側で、このような文部省なりから改善を求めておる内容についても、さらにまた多くの問題があるわけでありまして、これを改善をする意思が本当にあるのですか。この五十四年の十月十五日付の文部省への上申書を読ませてもらうと、肝心なところは全然やられていないということになれば、実質的に理事会の機能そのものがまさにないのではないかとどう思うように私は感じるのですけれども、その点はどうでしょうか。

○佐野政府委員 御指摘のとおり、この問題を進めていく場合にこの大学の理事会をより強化をする必要があるということは私も痛感をしていたします。すでに大学では、五名の理事のうち二名の非常勤理事を専任に切りかえるというふうな形で理事会の強化を図つてはおりますけれども、より方向での努力が行われることによつて、たゞいま御指摘の対策委員会の提案等についての対応もより具体的に進められるようになるのではないかと思つたのです。対策委員会の提案については、理事会の側では、そのままでは対応できないと考へていろいろが非常に多い。そのこと自体はそれでいいわけですが、それに対しても、それでは次にどうするかというところをもっと積極的に考へていかないと事柄が前に進まない、そのように思つたわけでございます。

○中西委員 いままでの経緯からいたしまして、まさに文部省のこのような六項目の要請に対して、ほとんどと言つていいほど措置をしていない。さらにまた、国会でもこのように相当長い間議論をし、本来ならば私立学校の内容等について私たちが一々くちばしをはさむべきではないのですけれども、余りにも前近代のないわゆる学校法人として、公的な機関として果たしてこれが認められるかどうかという内容になつておるだけに、ここで問題視しておるわけですから、こういう点を考へますと、まさに議論してきたことに対して

してもきわめて輕視をしておる、むしろ挑発的ではないかと私は考えます。

そういうことを考え合わせてまいりますと、この理事会そのものがまさに機能できないという状況になっておる。それはなぜかという、私はこう思います。前回のこの衆議院における、あるいは参議院における参考人の発言の中に、いろいろ多くの人が聞かれて言っておる中に、そもそもこの国士館大学という社会的、公的な機関を私塾的といいますが、そういう私的所有物と考へているところに大きな原因があるのではないかと。なぜこういう言葉が出てくるかといいますが、これはおやじから受け継いだ自分のもので、これを子々孫々伝えたいというその執着に根本の根を発しておりますので、その考へが改まらない限りこれは次々に続くことと思ひますというようにこの参考人は発言をされておるわけです。ですから、まさに学校法人としての性格を持ち合わせずに、理事会そのものの機能というものは私的な物の考へ方の中で運営されている、ここに私は最大の原因があると思ひますけれども、この点、文部省はどのように理解をしているのですか。

○三角政府委員 中西委員の御引用になりましたような主観的にどういうぐあいにお考えになっておるかというような点はよくわからない面がございますが、一般論といたしまして、学校法人でございますから理事会がございまして、そこに理事及び理事長がおつて、そして全体の組織の問題について検討をし、そこが最終的な責任を負うというところでございまして、私学でございまして、自主性とともに公共性というものを十分に認識して事柄につきましてもの判断をしていただきたいというところでございます。

国士館の理事会でございしますが、従来理事会が十分に機能していないではないかということで、ただいまおっしゃいました上申について、もしもそういう点が述べられていることは承知しております。現在理事会は、理事五名のうち二名が非常勤でありましたものをそれぞれ常勤理事に置き

かえて、五名常勤ということと理事会体制を整えるという方向で物事を考へようとしておるという面があらわれておるというふうに見ておるわけでございます。

○中西委員 ちょっともう一度お答えただけませんか。私が申し上げましたのは、参考人が言っておる言葉を聞きますと、特に理事長そして学長であり総長である。一人が占めておるわけですが、おやじから受け継いだ自分のもので、これを子々孫々伝えたいというその執着に根本の根を発しておりますので、その考へが改まらない限りこれは次々に続くだろう、そこに国士館大学という社会的公的な機関を私塾的といふか私的所有物と考へておるという、こういう認識が二人の参考人から陳述されておるわけですね。そういうことを考へ合わせていきますと、本当にこの理事会がいま言う学校法人としての公的な機関としての役割りを果たし得る、そういう性格を持つておるかどうかということをお聞きしておるわけですね。

○三角政府委員 学校は個人の所有物ではないということは申すまでもないことでございます。ただ、本件ケースについて特に申し上げるわけでもございせんが、やはり学校を運営する方が、その学校に非常に愛着を持つてあかぬ自分の非常に大切なものであるかのごとくに学校運営に一生懸命になっていく、そしてそういうよさというものを代々伝えていきたいという感情を持つというところは、私学の場合にはあるわけでございます。ただ、それが果たしていい方向に働か、あるいは中西委員がお考へになつておると思ひますような非常にマイナスの面に働いていくかは、それぞれの個々の事象について当たっていかねばならない。それで、国士館の場合については先ほど来いろいろ問題が指摘されておりますが、それぞれ原因がそういうところにあるかどうかというところは、これは認識の問題であらうかと思ひます。

○中西委員 いままでに私は時間を約三十五分かけていろいろ論議をしてきて問題点をずっと指摘してきました。いま局長が答えられるような言い方をしますと、国士館大学というところはどくなつておるのかということをもう一度私聞かなくちゃならなくなつてくるのです。時間がなからそれはできませんけれども、それじゃもう一つ聞きます。

最近国士館におきましては、本年に入りまして二月十六日、土曜日だと言われておりますけれども、ある理事が右翼的人物、これは再建同志会副会長と言われる中村誠という人がおるのです。これがその理事を脅迫して大学に出動できない状態に置いておると聞いています。その原因は何なのかということをお聞きいたします。その原因は、いまの柴田体制と意見を異にするというところで、このように出動もできないようにいろいろ脅迫を加えている。これは今回だけではありません。前回は、何回となく中村誠という者は出てきています。これに見受けられるように、どちらがどちらか知りませんけれども、まさにお家騒動みたいになつておるといふことはもう否めない事実なんです。

こういうことを十分文部省は認識しておるという理解に立つて私はいままで聞いておつたのですけれども、この点について全然関心を示しておらないようですから、他人事みたいになつておるようです。ですから、あえてこれを出したわけでありま

ことを知っているはずなんです。こういう点どうですか。

○三角政府委員 ただいま御指摘の国士館におきまして、現在一理事が二月の中旬以降欠勤しているということは聞いております。その具体的状況については私ども必ずしも一々の部面について存じておりませんが、しかし御指摘のように脅迫のようなことが事実であるとすれば、私もこれは教育にかかわる事柄として、そういう脅迫といったようなことが起こるのにはまさに自己矛盾であり、非常に遺憾なことであると思つておる次第でございます。やはりこれは事実関係について学校自身が本来的に十分調査して必要な措置をとるべき事柄であると存じます。

それから関連いたしました、ただいま学校の私物化といふことの一例として遺産相続の問題を御指摘になつたわけでございますが、これにつきましては、文部省に登録とかんたかいうことではないわけでございます。これは前の総長の柴田徳次郎氏が住んでいた当時は官宅と称していたようでございますが、この相続をめぐつて訴訟が提起されていることは聞いておるわけでございます。この総長宅は大学構内に建てられておりますが、これは法律上は個人の所有物になっております。学校法人の財産とはなつておらないのでございます。ただ、前の総長のときには、生存中には学生をそこへ呼んでいろいろな講話をしたりというような意味で、あるいは教育上のいわば公的な意味で使われたといふことはあつたようでございますが、財産は、これは私有財産になつておるようでございます。また、この建物建てられておる土地は、学校法人が借りている土地の一部をさらに転貸を受けて、そういう家を建てたといふふうな事実関係でございます。

○中西委員 この元総長宅については、そういう措置であれば別ですが、いずれにしてもこのような状況にあるといふことはおわかりいただいたと思うのです。

そこで後にたくさん残つていますね。たとえば

ますと、学校の中で普通の発言、正常な発言はできないというのが理事会の実態ではないですか。そういうことを考え合わせてまいりますと、いま言うように、この三つの法に關係して、私は少なくとももう理事会そのものを解散をすべきではないか、文部省としての強制的な執行をすべきではないかと考えるわけですが、この点どうでしょうか。

○三角政府委員 これは私学でございますから、基本的には御自分で考えていただくわけにしようにもならないことでございます。特に理事会という学校法人の基本を形づくる組織の問題でございますので、御提言ではございませうけれども、私どもとしてはきわめて慎重に対応していかなければならないというふうに考えるわけでございませう。でございますから、先ほど来御説明申し上げておりますように、個々の事案について必要なものは促進をしていかなければならない。お互いに相手同士でらみ合っていることではございませうから時間のかかる面もあるかと思いますが、それを極力促進をしていくというのが私学に対する取り組みのあり方ではないかというふうに考えるものでございませう。

○中西委員 福岡歯科大学などについても一定の措置をとったわけですね。これはまた財政的な問題もめちやくちやだったという事は事実ですけれども、長い期間における学校内の暴力問題からすべてかわり合ってまいってありますだけに、その指導をしておる側からすればその措置が私はとれると思うのですが、どうでしょう。

○三角政府委員 はかの大学の例をお出しになつたわけでございますが、態様がいろいろあるわけでございます。福岡歯科大学の場合にはかなり破産的な事柄が関連してあったわけで、その事柄について告発され、逮捕されるという事態に至っております。本学の場合も、これは委員御存じと思いますが、東京地検に対して数件の事柄について告発が行われていることは事実でございますが、その件についてはなお現在事柄がまだ決着を

しておらない、そういうことも一方においてあるわけでございます。そういう意味で、私はいろいろ具体のケースが違ふということも申し上げたのでございませうが、前に申し上げましたように、極力一つの組織としてきちんとした運営に持っていきたいのでございませう。

○中西委員 組織になつてないわけですが、だから問題だと私は言っているわけですね。組織になつておればこういう問題は起こらないですよ。しかも、総長であり理事長であつて学長が総長でしう。しかも、本人が学位を工作して出させて学位論文を通させる。しかも、それを自分の学校で通さす。そういうことをやっている。これは金銭的な破産の問題より以上に、学校という、大学という中における問題としては、私はこれほど大きな破産行為はないと思うのです。さらにまた国会対策費、その内容等についてもまだ不明確な面がたたくさんありますように、この点はそれに値するものと私は断ぜざるを得ないので。この点どうですか。

○三角政府委員 現段階では、まだ理事会に對しまして、理事会そのものについてこれを解散と申しますか、そういうことを文部大臣の立場で勧告なりあるいは要求なりをするという事は、法律的に考えてみましてもそこまではなかなかいたせない、そういう認識でおるわけでございませう。

個々具体のケースについて、いろいろおっしゃいました点について困つた面が多いということは、これは私も承知している面が非常に多いわけでございますけれども、その一つの解決の方法として学校法人の理事会そのものについてどうこうせよということとは、現段階ではまだいろいろ不明確なことと申しますか決着がついてないこととございませうし、無理でございませう。

○中西委員 大臣、最後に聞きたいと思つていますが、この問題についていままでも論議してまいりましたが、いま言うように総長問題、学位問題にいたしましても、さらにいろいろな学内におけ

る会計問題、さらにまた言われておりますように理事そのものが出席できないようにしむけて学校に出ないということになりますと、私は理事会というものは成立しないと思うのです。専任の理事が三名中一名は出席しない。一名はこのような人ですよ。そうすると、大体半数に近い人が理事としての機能を果たし得なくなっているのに、どうして理事会が成立するのですか。どうでしょう、大臣。

○谷垣國務大臣 理事会の現状についていろいろお話を聞いておるわけでございませうが、大変遺憾なことだと思つております。ただ、果たして文部省がその段階で私立大学の運営の基本であるところの理事会そのものに対してどうしろということが言えるかどうかという判定になりますと、私は慎重でなければならぬ、こういうふうに考えます。

○中西委員 慎重でなくて、認識の点で甘さがあるわけですね。先ほどから何回か答弁がありましたが、全部私たちの認識との間においては、大きな開きがあるところに問題がある。この点をぜひ私は改めるべきだと思います。

最後に、先ほどから来ていただいております私学振興財団の方にお伺いしますが、こういうような状況ですから、いま留保されている問題についてはどうなさいますか。

○早田参事 財団で十分検討いたしますが、同時に文部省と十分御協議の上処理いたしたいと考えております。

○中西委員 そこで問題になるわけですが、先ほどの文部省の認識が甘ければまた国費が乱費されることになるので、ですから私は、文部省はそういうところを十分認識した上でどうするかということをしないうと大変な誤りを犯すのではないかと、こう思うわけですね。ですから最後に、その点を十分踏まえて検討していただきたいと思います。文部大臣。

○谷垣國務大臣 繰り返しお答えをいたしてまいりますように、先生の御意見は十分拝聴いたしました。

○中西委員 大変慎重過ぎて論議にならないのですけれども、いずれにいたしましても、この問題は、いま申し上げましたように多くの問題を残しておりますし、さらにこれから後私学問題を論議する際、特に助成金交付の問題をめぐつてこれから多くの問題があると私は思います。この点は、ただ単にこの国士館問題だけじゃありません。国士館問題を取り上げるというその意味は、私学全体におけるそういう問題を含めて公的な機関としてどうあるべきかというのを追及しなければならぬということ踏まえての問題点でありますから、この点十分御理解をいただきたいと思います。

それから、時間がたつてしまつたのですが、次に、学校法人でない私立の幼稚園の問題と振興計画につきましてお聞かせを願ひたいと思つております。

いま幼稚園の問題については大変重要な時期に差しかかつております。特に振興計画なり何なりは見直しをする時期に来ておるのではないかと私は思います。そこで、いろいろお聞きしたいわけでありませうけれども、第一に、法律に定める学校というものは基本法六条あるいは学教法二条、そして私学法の二条、三条に規定づけられておるわけでありませうけれども、学校法人でなくてはならないということが規定づけられておるわけですね。なぜこのように学校法人に限つて設置者としておるのか、この点についてお答えください。

○三角政府委員 法律に定めます学校は、国立、公立はもとよりでございますが、私立学校といえども公の性質を有しておるという前提に立ちまして、したがうとして、私立学校の設置主体の公性でありませうとか安定性あるいは学校経営の公共性といったものを確保するために、原則として私立学校の場合は学校法人、国及び地方公共団体がそれに加わる、その三者が法律に定める学校の原則的な設置主体である、こういうこととございませう。

○中西委員 いまお答えになりましたように、私立の幼稚園であらうとやはり学校法人でなくては

ならないというその意味は、公的なものであるし、そしてまた公共性を持つということでありましたけれども、ところが学校教育法百二条では、私立の幼稚園の場合には「当分の間、学校法人によつて設置されることを要しない」という文言がありますね。これはなぜ特定をされたのか、この点についてお答え願いたい。

○三角政府委員 いま御指摘のような規定があるわけでございます。これは学校教育法制定当時、旧幼稚園令によりまして、私立の幼稚園につきましては一般の私人が設置できるということになされておったわけでございまして、現実にも私人によつて設置された幼稚園が当時非常に多かったわけでございます。そしてそういう学校法人以外のものでございまして、設置されている私立の幼稚園が非常に重要な社会的貢献もしておったということでございまして、そういう当時の状況にかんがみまして、いわば不確定期限の経過措置としてそういう規定が設けられたというふうに解しております。

○中西委員 ところが、これが特定されましたからすでに三十年を経過するようになってまいりました。この間におきましては質的にも相当向上いたしましたし、数の上でもある程度これが満たされるという状況になってまいりました。そこで、いまわれわれの先輩である前内閣文部大臣も含めて、あくまでもこれは経過措置であつて現在ではもはや効力がないのではないかと、こういう意見すらも出ておるわけですね。この点についての見解はどうでしょう。

○三角政府委員 現在でも、昭和五十四年のデータでございまして、学校法人立の園が四千四百七十五園、全体が八千六百二十九園でございまして、学校法人立以外のものが四千園以上あるわけでございまして。比率にして四八・一%、これらがまた数だけでございまして、先ほどもちよつと申し上げましたが、社会的に貢献してそれなりの役割りを果たしていただいておりますわけでございますので、私もこれは不確定期限

限の経過措置でございしますが、この経過措置を見直すということは考えておらないのでございします。

○中西委員 そうしますと、先ほどお答えいただきました第一の教育基本法あるいは学教法、私立学校法、これに基づいて学校の設置者とかかわりはどうのようになっているのでしょうか。

○三角政府委員 本来の原則としては、学校法人によつて設置されることが望ましいというものは本則に規定してありますからいっていいもので、基本でございしますが、ただ、現実を考えまして先ほどのような御答弁をしたわけでございます。

○中西委員 そうなりますと、その後、昭和四十六年八月に出されております幼稚園の教育振興計画要綱の中では、法人に限る、こういうものが入っていますね。さらにまた私学振興助成法、これは五十二年四月一日からの施行になりますけれども、附則の二条五項に議員立法として制定されて、これは少なくとも法人化を志向するものではな

いなく、私は思いますが、なぜこのようなことが制定されたのか、この点について御答弁いただきたいと思います。

○三角政府委員 指導といたしまして、幼稚園を新しくつくります場合には学校法人によつて設置されるという学校教育法本則の規定にのっとりた取り扱いが望ましいわけでございますし、それから全体から申しましても、先ほど申し上げましたように学校法人であることが望ましいということとございまして。ただ、個人立のものが学校法人化するというような場合には、園地、園舎等の財産の帰属など、設置者にとつて右から左へというふうな解決がつけにくい問題が種々あったわけ

でございます。

そういう状況をも背景といたしまして、御指摘の議員提出法案であります私立学校振興助成法が五十年に成立しまして、学校法人立以外の幼稚園についても経常費の補助が行われるということになったわけでございますが、その場合に、やはり個々の幼稚園の経営の安定性、永続性等も考慮

いたしまして、なるべく学校法人化ができるだけ円滑に行われるような措置を講じていくんだ、そういうことを前提としていま御指摘の附則二条五項というものが設けられたのでございします。

○中西委員 あくまでもやはり法人化を目指すというところが中心に座つてこの附則二条五項は設けられた、このように理解してよろしいですか。

○三角政府委員 法人となるように措置するものとするという文言であつたかと思ひますが、法人になるようにひとつ努力をしていただくということでございます。

○中西委員 「しなければならぬ。」じゃないですか。

○三角政府委員 「措置しなければならぬ。」でございます。

○中西委員 どうもそこら辺があいまいですけれども、私は、やはり法人化を志向するという方向のみが制定された、このように先達諸氏の皆さんからお聞きしたところで。

それとあわせて、これに引き続いて五十二年十二月二十四日に学法化促進のために幼稚園を設置する学校法人の認可基準等についてという通知が管理局長あるいは初中局長名で出されておりますね。これは法人としての基準緩和措置をとつておるわけでありまして、これはなぜ措置されたのか。

○三角政府委員 いま御指摘のありましたような私学振興助成法の規定によりまして助成を受ける法人立の場合は、やはり法人化に努めてほしい、努めなければならぬということとございまして、五年以内に学校法人によつて設置されるよう措置しなければならぬということになっておるわけでございます。

そういう状況に伴ひまして、文部省としては円滑にこの学校法人化が進展するように、既設の個人立等の幼稚園等の要請もございしたので、それをも勘案いたしまして、いま御指摘のような通知を行ったわけでございます。そうしてこれによりまして、たとえば一定限度の範囲内で園舎と

か園地についての借用を認める、従来は園地、園舎等は自己所有でなければいけないというようなことであつたわけでございしますが、そういうふうな緩和をいたしまして、それと同時に、公私立幼稚園の連絡協議会というのを設けてまして、これは私立幼稚園のそばに公立幼稚園ができたという状況でございまして、経営上なかなか困難な状況がもたらされ

ますと、不安がございまして、そういうような不安がありますとまた学校法人化というものを促進できま

せんので、そういうようなこともあわせて配慮することなどを各都道府県に対して指導したわけでございます。

○中西委員 そうしますと、やはり幼稚園というのは私立の幼稚園から学校法人化しなくてはならないということが原則としてある、それに引き続いていろいろな措置がなされてきた、こういうふうには私は理解をいたします。

そこで、学法化の進展状況がここ数年年次別にどうなつておるのか、その中で特にまた補助されておる園数と、そしてそれがどのように学法化されてきておるのか等を含めまして明らかにしてください。

○三角政府委員 昭和五十年と五十四年のデータと比較して申し上げますと、学校法人立以外の園数が五百三十三園減つております。学校法人立は、そのかわりにと申しますか、逆に千三百六十四園ふえております。そして個人立等の幼稚園から学校法人化の状況でございまして、五十年から五十二年までの四年間に四百四十二園が個人立、宗教法人立ないしはその他の法人、財団、社団等の設立になるものから学校法人立になっております。四百四十二園という状況でございします。

それから、ただいまの補助を受けた関係でございしますが、学校法人立以外の幼稚園で都道府県の経常費補助金の交付を受けた幼稚園は、年々の数字がございまして、五十三年度を申しますと千五百十四園であります。五十二年度が千三百二十九園、五十一年度が千九百五十五園でございします。そのうち、いわゆる学校法人化されたものは五十二年

七月末までに六十二園、それ以降五十四年七月末までに百三十一園、それ以降五十四年七月末までに百二十三園というふうな状況で、若干でございますが、着実に学校法人化は進められてきておるといふふうに見えております。

○中西委員 そこで、着実に進展しておるといふ言い方なんですけれども、学校法人化措置状況報告書というのがございますね。これは毎年とつていますか。そして内容はどうかでございますか。

○三角政府委員 国庫補助金の算定の基礎になりました学校法人立以外の幼稚園の学校法人化の状況につきまして、私も補助金の交付要綱に基づきまして都道府県知事から報告を毎年していただくことにしております。それは当該補助金の交付の年度の翌年度の七月末までにやっていただくというようにいたしております。それで、各都道府県はこの要綱に従いまして学校法人化の状況について報告をいただいております。

この報告に基づきます学校法人認可手続の遂行状況であります。めでたく学校法人となったものもございまして、それから認可申請書を提出中というのもございまして、それから所轄庁に認可申請書提出を前提としてのいろいろな具体的な指導を受けているというふうな段階とか、そういうふうな段階別に調査をしております。

それからもう一つは、学校法人化のための資産の充実状況であります。先ほど申しましたような借入部分についてこれを自己所有に取得した状況がどうなっているのか、そういうことを初めとしての項目を立ててございます。

それから、学校法人化のための方策についてまだ検討を必要とするというふうなケースにつきましては、その検討の状況がどうなっているのかというふうなこと、その他の項目も加えて、それから最後にはまだいろいろな事情で何の措置もできなかったというふうな欄もございまして、そういうふうな部類分けをいたしまして、学校法人化への努力がどこまで進捗しているか、実地に行

われているかということをおもとして把握をできるようにということにしております。

○中西委員 その際、いま言われました学校法人化のための資産の状況、充実状況などについて細かく本格的にこれは聴取していただけますか。そしてそれを検討して、内容的には将来法人化されるであろうという予測などがこの報告の中身から察知できるようにちゃんと把握しておりますか。もしあるなら、その状況等について数値によってあらわすことができますか。

○三角政府委員 いま申し上げましたような部類分けで、たとえば資産の充実状況で申し上げますと、園地を取得した、あるいは園舎を取得した、それから自己財産、園長さんの個人財産を園の特別会計——経常費補助を受けますと園の経費は……(中西委員「そうじゃなくて……」と呼ぶ)そういう分類があるわけでございます。その分類ごとに都道府県知事がどういうところまで確認したかというところをとつておるわけでございますから、私もそれは全体的な把握はそれでできるといふふうに思っております。

○中西委員 私が言っているのは、傾向として法人化に向けてこれが集約できるような資料になっているかどうかということです。そしてまた文部省は、そのように把握をしているかどうかということをお聞きしたかったわけですが、時間がありますから聞きます。

いづれにしても、そういう状況ですから中身が本当に把握されているかどうかというのは、私は大変疑問に思っております。なぜかと言いますと、これは一、二例を申し上げますと、法人化に對して反対の動きが率直にあるということなんです。これを言いますと、この資料がある反面、たとえば「学校法人以外の設置者に対する経常費補助金について(要望)」というのがあります。その前に「経常費補助成費補助金の基本的事項について」といって五十二年二月一日付で出されているのを見ると、中に大変なことが書かれてある。それを受けて今度は前に申し上げた「設置者に対する

経常費補助金について(要望)」というのが十二月十四日に各都道府県知事あてに出されております。それを見ると、こういうのは書かぬでもよろしいということをおもな書いてある。だからいま言われたような法人化へ向けての動向というのが途中でチェックされて落とされていく。むしろしない方がいいような方向に持っていっているのではないかとこのことを一番懸念しておるわけなんです。しかも、法人化にせざるもよろしいようなことが次々に出てくるでしょう。たとえば私学振興財団の融資についても法人化とは無関係に融資されます。あるいは私立幼稚園などに対する相続税の非課税の問題についても、これは大きな法人化に対するブレーキになっているはずですよ。ですから、こういうことをずっとあげつらつていきますと、たくさんそういう問題があるわけでございます。

そこで、私はお聞きしますが、現在運営費補助は経常費五〇％目標に向けておられると思うのですけれども、五十四年度の予算は幾らで何％に達したのか、そして将来五十七年三月三十一日には大体五〇％目標に対してどのようになっているのか、この点ちょっと明らかにしてください。

○三角政府委員 五十四年度の幼稚園に對します経常費補助のうち学校法人立以外の分の積算は五十四億四千万円、五十五年度の予算案といたしましては五十七億六千万円を計上してあるわけでございます。それで、比率でございますが、これは国庫補助金は五十四年度は五・八％、五十五年度は六・四％でございますが、地方交付税措置を合わせまして県は補助いたしますので、その分を合わせますと五十四年度は二〇・五、五十五年度は見込みでございますが二〇・九というところで、これは高校以下全体の平均より幼稚園の方が後から追っかけてきた関係でまだ少し低くなっているのが現実でございます。

○中西委員 五十七年は一応どういう方向で、大体このペースで伸びていくとどれくらいになるでしょうか。

○三角政府委員 これは予算でございますので、なんでございまして、われわれとしては特に年次計画的な目標は立てておらないわけで、年々厳しい情勢の中で非常に努力して増額を図ってきたので、今後とも同じように最善の努力をしていくべき事柄であるというふうに思っております。

○中西委員 そうしますと、五十七年になりますと五年を経過することになりますね。したがって、この時期になりますと、学校法人化されなかった場合には助成金は打ち切りになると思いが、そのように認識してよろしいですか。

○三角政府委員 現行制度でございますと、ある園が補助を受けました年度から数えて五年たつても法人化の措置が行われなかった場合には、その翌年からは経常費の補助は交付されないということでございます。五十七年度とかなんとかなんかということではございません。

○中西委員 いや、一番初めから始まったところは五十七年になるでしょう。

○三角政府委員 一番最初から受けたとすれば、おっしゃるとおりでございます。

○中西委員 それで、いま言われたように地方の自治体のものまで含みますと、五十五年度で二〇・九％、約二一％近くなってくる。違いますか。

○三角政府委員 失礼いたしました。ちょっと訂正させていただきます。先ほど申し上げましたパーセンテージは、ちょっと私目が悪いものでございまして、交付税のところのパーセンテージだけ申し上げました。それと国庫補助金と両方数値は申し上げてあるのでございますが、足した合計で申し上げないとちょっと御理解が誤るといけませんので、合計で申し上げますと、五十四年度は二六・三％、五十五年が二七・三％、そういうことに相なります。

○中西委員 将来的には、五十七年ごろになってまいりますと、大体いまの伸びからいたしますと三〇％近くなってくる。五〇％目標には達しなくても、少なくともこういうことになつてくるわけ

ですね。そうなりますと、これから先就園児の減少傾向が顕著になってきているという事は、時間がいままで論議してきたことからは、上げませんが、いままで論議してきたことからは、上げませんが、法人化に向けての措置がされておらなければ打ち切ることになれば、いま言うように三〇%近くの助成金なし、そして園児はほとんど減少するという事になってまいりますと、そういう園は倒産あるいは廃園ということになりかねない。財政的にもすべてそういうようになつてくる傾向がありますね。この点についてはこのような認識でよろしいですか。

○三角政府委員 先ほど申し上げましたように、学校法人化をいたしますと、その学校法人になりまして経営状況が悪くなりますと、これは解散という事になります。当該財産は公的な部分へ寄付されると申しますか所属するという事になります。個人立の場合でございまして、そういうことが起こりますと、これは個人財産でございまして、園の経営は縮小するなり中止するなりということでございまして、財産はもと個人のものでございまして、財産の帰属の問題というは起こらないわけでございまして。

ただ、そういうことが起こらないように、先ほど申し上げましたように公私立の連絡協議会というやうなもので、公立と私立の間の定員調整でございまして、配置計画でございまして、そういうものを十分にやっていただくということが必要なのでございまして。

○中西委員 そこで私は、冒頭に申し上げましたように、そういう時期になっておるだけに、振興計画を総合的に見直す時期に来ているのではないかとこのことを提起したいと思つたのです。と申しますのは、特に法人化の場合にはいま言われましたやうにおくれる原因が幾つかありますね。第一やらないやうにいろいろ指導している部分があるわけですから、それを実施しない、こういうこともあるでしょうし、さらにいま申されたやうに、今度はもし法人化した場合には、解散という

ことになれば、これは私有財産でなくなつていくわけですから、そこで大変だということだつてあるでしょう。いろいろあるでしょう。

それともう一つは、いま言われましたやうに適正配置基準というものが解決されない限り、法人化はむしろ大変困難になつてくるわけですね。というの、この適正配置基準で、いままでは私立とほとんどどんどんつていったわけですが、公の場合、協議会を設けておるけれども、いままでの状況というのは十分果たし得ていない。これは将来幼児が減少する場合にはどうするのか、こういうことが一つ問題になるでしょう。

さらにまた、それに伴つて一般の父母の場合には負担の軽い公立化を要求することが非常に多くなつてくるわけなんです。この計画からいいますと、それに対応して公立をたくさんつくろうということになつておるわけですが、今度はそれと私立との関係、学校法人との関係が全部問題になつてそこに出てきますね。それと先ほど申し上げました百二条の見直しがその関連でまた出てくる、こういうのもろもろの問題をどうするかということが大変重要です。ですから、まず第一に、地域自治体における財政計画、そしてそこにおける公私の関係をどうしていくのかという問題を中心に据え、私立の場合に統合でもして将来的に法人化するのか、そして公的な性格を持たせるのかどうか、こういうところあたりをこれから十分討議していかなければならないと思つたので、この点は大臣どうですか。この振興計画等について総合的な見直しをする意思があらうかどうか。

○谷垣国務大臣 いま御指摘になりましたそのまゝの問題、まだ実は私考えていなくて、五十七年度までに四歳児、五歳児の希望者を全員収容するということに重点を置いて考えておりました。が、先ほど来お話を聞いておりました、これはまた保育所の問題も実態あるのです。そういうものを含めまして、何か考え方を決めていかなければならぬだろうという感じを持っております。

○中西委員 計画というのは大体十年経過をすれば一定の総反省をして、後半には総反省をしなうら、それが切れる時期には大体新しい計画というものが次にでき上がつてくる、それが長期にあるいは中期かというのになります。もう来年には一定の結論的なものを出さないと、その次にはもう実施できないわけなんです。これは定数法の問題だつてそうでしょう。文部省は一年間サボつておつたという実態があるわけですから、こういうことであつてはならぬわけですね。ですから、少なくとも短期間にこの点について方向性と、このやうに計画を見直しますという事を提起していただきたいと私は思うのですが、その点どうでしょう。

○谷垣国務大臣 十分にひとつ研究させていただきます。

○木島委員 いよいよ五年たちます。法人化に措置しなければならぬ。ところが、さっき御指摘のように法人化をせねばならぬ。それは公教育だから当然だ。だけれども、それを進める努力がされないままに、かえつて逆にブレイキすらある。なぜなら、これは先ほど中西さんが言われたとおり議員立法です。議員立法というのは五年間猶予を置くけれども、憲法八十九条の規定からするならば、本来はしてはいけないのです。けれども、それをあえて五年間というものを実情に即してやつた。やつたけれども、しかし五年間やるから、そのかわり措置せねばならぬと決めたのです。だから、元来それができなかったら返さるべきだと私は思うのです。今日補助金というのは、この国会では最大の問題の一つであります。措置しなければならぬのに、措置する努力を果たしてだけやつてきたか。そして文部省はブレイキすらかけているのではないのか。たとえばあの法律が通つた直後の経常費助成費、補助金の基本的事項というのは、文部省、大蔵省、内閣法制局、衆参両院の法制局でもって、たとえば違法だけれども返せというのの過酷であるとい

う、そういう文書が流れておる。とすれば、過酷なら、もつた方が得じゃないか。だから法人化に努力しない。完全にブレイキです。原理とすれば法人化しなければならぬ。そのアクセスを踏まなければならぬ。だのに一方ではブレイキをかけている。議員立法なんだから、こういうものを出すなら、議員に相談くらいはあつたつていいじゃないですか。それはもちろん法律をつくれれば法律は今度は行政府のものだからおれは勝手だということはあるかもしれない。しかし一方、こういうことでブレイキをかける。そういう措置をしながら今日になつてきておることが問題なんだ。それは今日までその補助金によって父母負担も軽減されたでしょう。園もよくなったでしょう。そして保母さんたちは一生懸命やつておるかもしれないけれども、補助金をもらつて法人化されなくてもいいんだ、そういうことでもってもしも補助を受けたとするならば、この理事者は非教育的行為と言わなければならぬ。私はそこが一番問題だと思つたのです。そういう文部省の態度が一番問題なんじゃないですか。

○三角政府委員 学校法人立以外の幼稚園で都道府県の補助金の交付を受けておりますものは、五十三年度の時点で三五%でございまして、それから学校法人の場合は九九・七%が受けております。これは都道府県の事業でございまして、都道府県があらかじめある特定の個人立の幼稚園なり宗教法人立の幼稚園が学法人化する努力をする気持があるかないか、そこを調べて、そして都道府県が補助の対象にしておるのでございまして。国は都道府県の措置に協力するために都道府県に補助をしておる、こういう仕組みになつておるわけでございますが、これはやがて御指摘の憲法云々でございまして、これはやはり私学振興助成法に基づきまして必要な学校法人に對しますいろいろな意味の保障措置に準じた措置が、これは議員立法としてお決めいただいておりますわけでございます。そしてその末尾に五年云々で措置しなければならぬ、こう言つておるわけです。ですから、

いまおっしゃいましたように、やはり特に幼児の教育などをつかさどるその責任者の方でございませうから、極力学校法人化の努力をしていただくということは当然でございませうが、これはやはり法人化というものは、先ほど来申し上げましたようないろいろな条件整備の必要がございませうで、それが間に合わないという場合は現実には起こり得るだろうというふうには思っております。

そういった場合に返すか返さないかということでございますが、これは経常費でございませうので、特に教育の充実に充てるための経常費でございまして、そのすべての経費は教育を行っていただきまして保母さんなりあるいは教育の対象でございまして園児なりのところへ究極行き着いておるものでございまして、設置者の手元に残っておるというものではございませうので、いろいろな事情で首尾よくいきません場合も、これは法理上も実際上もこれを返還をさせるということは適当ではないというふうに考えておりました、これはすでに昨年、一昨年も同趣旨の御答弁をさせていただきますのでございませう。

○木島委員 関連です。これで終わりますが、先ほど言いましたように、補助金を受けても法人にならなくても、これは返還させるのは過酷だといふ皆さんの方針がある。ですから、そうならば補助金をもらたつたてやなくなつていいんだ、返さなくたっていいんだ、とすれば法人にならなくたっていいんだという気持ちが蔓延するのは当然だ。いまあなたは努力とおっしゃったけれども、あなたはどんな努力をしたか。調査書なんてごらんないな。たとえば「学校法人化への園内の検討会を行つてゐるか」「学校法人化のための外部での研究会等に参加したかどうか」「こんなのが努力の中に入つてゐるのですよ。それを私はブレイキだと言つてゐるのです。逆に言うならば、良心的な経営者は、法人化はできないと思うから苦しくて補助金をもらつておられないのです。そこに不公平が出てくるんじゃないですか。教育という場において良心的な者が苦しんでお

る。もしそうでなければ幸せでありますけれども、返さなくたっていいんだということを前提にして補助金をもらつておる、とすれば、それは非教育的行為になる。そこが問題なんじゃないか。いまさら返せと言ふんじやありません。そういう措置をやつてゐるところに問題があるのです。法人化せねばならない。これは原則です。なのにブレイキをかけてゐる。そして補助金を乱用してゐる。そこに問題があるんじゃないですか。そここのところの見解を聞きたいのです。

○三角政府委員 個人立の幼稚園を運営してゐる当事者の方々が一種の御主張と申しますか、それをいろいろな形でおっしゃることはあるかと存じますが、その内容については、私は余り詳しく承知しておりませんけれども、これは自由だと思ひますが、私も私としては、幼児の教育をやる責任者でございませうから、やはりまづ正直であるということが基本前提だと思ひます。最初から不正直だといふ前提で補助事業の執行はいたしたくないのでございませう。

○中西委員 時間を経過しまして大変恐縮でありますけれども、幼稚園の問題については、いま大臣が言いましたように保育園とあわせまして大変重要な問題でありますから、早急に措置をしていただきたいと思ひます。

済みませんけれども、一言だけ。先般共通一次試験の問題でミスが出て、しかもその訂正が一月もおくれたという事実が出ましたね。この点は、大変危惧いたしておる点がある。出始めたのではないかと思ひます。と申しますのは、こういうものをつくりましますと必ずそれが官僚化して、いろいろ指摘をしましてもそれを改めようとして、そういう傾向が出てくるわけです。そのまづ端緒にこれがなるのではないかと私は大変危惧するものです。この点について文部省は、センタリーに対して十分なる指導と、この問題点については指摘をしていただきたいと思います。

○佐野政府委員 私の方は正解にミスがあつたて

と自体がまことに申しわけないと思つておりますが、そのこと以上に試験の実施後相当の期間を経過し、しかも試験の終了後外部から指摘を受けながら十分な対応が行われなかつたというのは言語道断のことと考えております。このことについては、私から直接入試センターの所長に強く今後の厳正な対応を求めて御注意を申し上げてあります。

学及び宮崎医科大学に医学の博士課程の大学院を新たに設置し、両大学における教育研究の水準を高めるとともに、研究能力のある人材の養成に資することとするものであります。

○中西委員 終わります。

第三は、短期大学の施設等についてであります。これは、北海道大学に医療技術短期大学部を新たに併設し、近年における医学の進歩と医療技術の高度化、専門化に即応して看護婦の養成及び資質の向上に資することとともに、福島大学経済短期大学部については、昭和五十三年度において既設の経済学部の中へ発展的に転換を行い、以来、学生の募集を停止してきておりますので、このたびこれを廃止することとするものであります。

○谷川委員長 これより内閣提出、国立学校設置法の一部を改正する等の法律案を議題といたします。まず、提案理由の説明を聴取いたします。谷垣文部大臣。

なお、北海道大学医療技術短期大学部は、本年十月に設置し、昭和五十六年四月から学生を入学させることとしております。

国立学校設置法の一部を改正する等の法律案（本号末尾に掲載）

第四は、国立養護教諭養成所設置法を廃止することです。

国立学校設置法の一部を改正する等の法律案（本号末尾に掲載）

国立養護教諭養成所は、義務教育諸学校の養護教諭の増員計画に対処するため修業年限三年の養成施設として、昭和四十四年度から昭和四十四年度までの間に九大学に付置してきたものであります。その後、養護教諭の職務の重要性にかんがみ、逐次大学の四年制の課程へ発展的に転換を進めてきたところであります。

この法律案は、昭和五十五年における国立大学の学部及び大学院の設置、短期大学部の新設及び廃止、国立養護教諭養成所設置法の廃止等について規定してゐるものであります。

このようにな転換措置によりすでに七養成所を廃止してまいりましたが、残る弘前大学及び岡山大学の両養成所についても、昭和五十三年度において付置大学に養護教諭養成課程を設置すると同時に学生募集を停止してきておりますので、このたびこれを廃止するものであります。これにより九養成所すべてが廃止となりますので、国立養護教諭養成所設置法を廃止することとしたものであります。

まず第一は、学部の設置についてであります。これは、新潟大学に法文学部を改組して人文学部、法学部及び経済学部を、金沢大学及び岡山大学に各法文学部を改組して文学部、法学部及び経済学部をそれぞれ設置し、これら地方における国立大学の教育研究体制の整備を図るものであります。

以上のほか、昭和四十八年度以後に設置された医科大学等に係る職員の設定を改めるとともに、この法律施行に伴う所要の経過措置を講ずること

といたしております。

以上がこの法律案を提出いたしました理由及びその内容の概要であります。何とぞ十分御審議の上、速やかに御賛成くださいますようお願いいたします。

○谷川委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ります。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、

本日は、これにて散会いたします。

午後二時五十七分散会

国立学校設置法の一部を改正する等の法律案

国立学校設置法の一部を改正する等の法律

(国立学校設置法の一部改正)

第一条 国立学校設置法(昭和二十四年法律第百五十号)の一部を次のように改正する。

人文学部
教育学部
経済学部

人文学部
教育学部
経済学部

人文学部
教育学部
経済学部

人文学部
教育学部
経済学部

人文学部
教育学部
経済学部

人文学部
教育学部
経済学部

人文学部
教育学部
経済学部

人文学部
教育学部
経済学部

人文学部
教育学部
経済学部

人文学部
教育学部
経済学部

人文学部
教育学部
経済学部

人文学部
教育学部
経済学部

人文学部
教育学部
経済学部

人文学部
教育学部
経済学部

人文学部
教育学部
経済学部

成所に在学する者又は既にこれを卒業した者の当該養護教諭養成所における授業料その他の費用の免除及びその徴収の猶予については、なお従前の例による。

(国立養護教諭養成所の卒業者の大学への編入学に関する経過措置)

4 国立養護教諭養成所を卒業した者の大学への編入学については、なお従前の例による。

(日本育英会法の一部改正)

5 日本育英会法(昭和十九年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第十六条ノ四第四項中「第一項及第二項」を「前二項」に改め、同条第三項を削る。

(日本育英会法の一部改正に伴う経過措置)

6 附則第三項に規定する者その他政令で定める者で昭和五十五年三月三十一日以前の日本育英会との貸与契約により学資の貸与を受けたものに係る貸与金の返還免除については、なお従前の例による。

(教育公務員特例法の一部改正)

7 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第二十二條中「国立養護教諭養成所設置法(昭和四十年法律第十六号)による国立養護教諭養成所の所長、教授、助教及び助手を削る。(教育公務員特例法の一部改正に伴う経過措置)

別表第二中「別表第二」を「別表第三(第五条関係)」に、

別表第二中「別表第二」を「別表第三(第五条関係)」に、

別表第二中「別表第二」を「別表第三(第五条関係)」に、

別表第二中「別表第二」を「別表第三(第五条関係)」に、

別表第二中「別表第二」を「別表第三(第五条関係)」に、

別表第二中「別表第二」を「別表第三(第五条関係)」に、

別表第二中「別表第二」を「別表第三(第五条関係)」に、

別表第二中「別表第二」を「別表第三(第五条関係)」に、

別表第二中「別表第二」を「別表第三(第五条関係)」に、

8 附則第二項の規定によりなお存続する国立養護教諭養成所の所長、教授、助教及び助手の身分取扱については、なお従前の例による。

(文部省設置法の一部改正)

9 文部省設置法(昭和二十四年法律第百四十六号)の一部を次のように改正する。

第十六条中「及び国立養護教諭養成所設置法(昭和四十年法律第十六号)」を削る。

(教育職員免許法の一部改正)

10 教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)の一部を次のように改正する。

第十六条の四を削る。

附則に次の二項を加える。

15 養護教諭二級普通免許状又は保健の教科に於ける中学校教諭二級普通免許状は、第五條第一項本文の規定にかかわらず、旧国立養護教諭養成所設置法(昭和四十年法律第十六号)による国立養護教諭養成所(次項において「旧国立養護教諭養成所」という。)を卒業した者に対して授与することができる。

16 第六條第二項別表第六の所要資格の項第四欄に掲げる大学には、同表の規定にかかわらず、旧国立養護教諭養成所を含むものとする。

別表第一中「別表第一」を「別表第一(第五条関係)」に改める。

別表第一中「別表第一」を「別表第一(第五条関係)」に改める。

別表第一中「別表第一」を「別表第一(第五条関係)」に改める。

別表第一中「別表第一」を「別表第一(第五条関係)」に改める。

別表第一中「別表第一」を「別表第一(第五条関係)」に改める。

別表第一中「別表第一」を「別表第一(第五条関係)」に改める。

別表第一中「別表第一」を「別表第一(第五条関係)」に改める。

別表第一中「別表第一」を「別表第一(第五条関係)」に改める。

別表第一中「別表第一」を「別表第一(第五条関係)」に改める。

別表第一中「別表第一」を「別表第一(第五条関係)」に改める。

別表第一中「別表第一」を「別表第一(第五条関係)」に改める。

大学経済短期大学の項を削る。

附則第三項中「一万千三百三十八人」を「一万二千七百二十三人」に改める。

(国立養護教諭養成所設置法の廃止)

第二条 国立養護教諭養成所設置法(昭和四十年法律第十六号)は、廃止する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和五十五年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定中国立学校設置法第三条の三第二項の表の改正規定のうち北海道大学医療技術短期大学部に係る部分は、同年十月一日から施行する。

(新潟大学の法文学部等の存続に関する経過措置)

2 新潟大学、金沢大学及び岡山大学の各法文学部、福島大学経済短期大学部並びに国立養護教諭養成所は、第一条の規定による改正後の国立学校設置法第三条第一項及び第三条の三第二項並びに第二条の規定にかかわらず、昭和五十五年三月三十一日に当該学部、短期大学部又は養護教諭養成所に在学する者が当該学部、短期大学部又は養護教諭養成所に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

(国立養護教諭養成所の授業料等の免除等に関する経過措置)

3 昭和五十五年三月三十一日に国立養護教諭養成

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

める。

別表第三中「別表第三」を「別表第三(第六条関係)」に改める。

別表第四中「別表第四」を「別表第四(第六条関係)」に改める。

別表第五中「別表第五」を「別表第五(第六条関係)」に改める。

別表第六中「別表第六」を「別表第六(第六条関係)」に改め、「国立養護教諭養成所」を削る。

別表第七中「別表第七」を「別表第七(第六条関係)」に改める。

(国立学校特別会計法の一部改正)

11 国立学校特別会計法(昭和三十九年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「及び国立養護教諭養成所設置法(昭和四十年法律第十六号)第二条第一項に規定する国立養護教諭養成所」を削る。

附則中第十三項以下を一項ずつ繰り下げ、第十二項の次に次の一項を加える。

13 国立学校設置法の一部を改正する等の法律(昭和五十五年法律第 号)附則第十一項の規定による第一条の規定の改正後同法附則

第二項の規定によりなお存続する国立養護教諭養成所に係る経理については、なお従前の例による。

理由

新潟大学ほか二大学に九学部を、浜松医科大学ほか一大学に大学院を設置し、北海道大学に医療技術短期大学部を併設するほか、福島大学経済短期大学部を廃止するとともに、国立養護教諭養成所を廃止する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

文教委員会議録第三号中正誤

ペ 段 行 誤

正

五 一 六 資料

資本

三 三 三 いきますから

いきますか

三 三 二 かけろうという

かけろという

三 三 八 お味いしまして

お願いしまして

同 第四号中正誤

ペ 段 行 誤

正

四 三 一 私は

私の

四 四 一 かられる

おられる

九 三 二 採業料

採業料

二 二 三 慎重し

慎重

三 一 三 比卒

比率